

公開買付者に対する質問への回答

SBI地銀ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による株式会社新生銀行（以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、対象者が2021年9月17日付で提出した意見表明報告書別紙「公開買付者に対する質問」に対して、回答いたします。本別紙回答記載の用語につきましては、原則として公開買付者が2021年9月10日付で提出した公開買付届出書（その後に提出した訂正届出書による訂正を含みます。以下「本公開買付届出書」といいます。）の定義するところによります。

なお、対象者からの質問には、本公開買付けとは直接関係のない質問も一部含まれておりましたが、本公開買付けに関する対象者株主の皆様の理解促進の観点から、SBIHDらが適切と考える範囲において対応させていただきました。SBIHDらが対象者に対して送付した2021年9月24日付の回答書においてお願いしているとおり、対象者においては、対象者株主の皆様の利益のために、今後は時間稼ぎを目的とした重要性の低い追加質問や揚げ足をとるような質問等は控えてくださいますよう、強くお願いいたします。

1 SBIHDらについて

(1) 公開買付者の概要等

<対象者からの質問>

- ① 公開買付者の組織概要、事業内容、財務内容、並びに役員の氏名、職歴及びSBIHDとの関係性についてご教示ください。

<公開買付者の回答>

- ① 本公開買付届出書の「第2公開買付者の状況」の「1会社の場合」の「(1)会社の概要」及び「(2)経理の状況」の他、「第1公開買付要項」の「3買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「①本公開買付けの目的及び背景」の「アSBIHDらの概要」に記載のとおりになります。

<対象者からの質問>

(2) SBIHDらの過去の投資活動、資本業務提携等

- ① SBIHDらの当行以外の主要な投資先、投資方針の詳細、過去5年間における主要な投資活動の詳細をご教示ください。
- ② SBIHDらの上記①の投資後の実績の推移がどのようなものであったかを具体的にご説明ください。

<公開買付者の回答>

- ① 本公開買付けと直接関係ない事項であり、個別の投資先、投資方針及び投資活動の詳細の開示は行っておらず、回答は控えさせていただきますが、本公開買付届出書に記載のとおり、

公開買付者は、SBIHDグループの資本業務提携先である地域金融機関へ直接出資を行っております。

- ② 本公開買付けと直接関係ない事項であり、個別の投資先の投資後の実績の開示は行っておりませんが、回答は控えさせていただきますが、SBIHDグループの資本業務提携先の地域金融機関においては、SBIHDグループとの共同店舗の運営などによる収益力強化など業績の向上に寄与していると認識しております。SBIHDグループとしては、引き続き中長期的な視点で資本業務提携先の地域金融機関の収益力改善に寄与していきたいと考えております。

2 本公開買付けに至った経緯について

(1) 本公開買付けの開始の動機について

<対象者からの質問>

- ① 本公開買付届出書によれば、「2021年7月上旬に、対象者から、議決権行使の理由や事業提携について対話を求める書面を受領しておりますが、上記「(1) 本公開買付けの概要」のとおり、従前のSBIHDとの資本業務提携に関する提案やSBI証券との証券業務に関する提携の提案に対する反応等を踏まえると、現経営陣と事業提携の協議をしても従前の議論からは発展は見込めないと考えた」と記載されています。「従前のSBIHDとの資本業務提携に関する提案」とは2019年9月のご提案と解されますが、同年8月28日時点のSBIHDによる当行株式の所有割合は4.66%とのことです。それに対し、2021年7月上旬の当行からの対話の申入れは、SBIHDが当行株式の20%弱の取得を取得し、2021年6月23日開催の当行の定時株主総会におけるSBIHDによる議決権行使の結果を踏まえて、当行の株主としてのご要望を拝聴するためのSBIHDへの対話の提案であり、これまでの当行とSBIHDとの間の協議・会話とは異なる段階に入っております。そうした状況下で、「従前の議論からは発展は見込めないと考えた」ことの根拠を具体的にご教示ください。
- ② 上記①に関して、「SBI証券との証券業務に関する提携の提案」については、当行は証券業務に関する業務提携自体を拒絶したわけではなく、複数の証券会社から提案を受けた上で、当行が最善と考えた先と証券業務に関する業務提携を行うこととしたものです。当行にとって最善なものを選択するのは、当行の株主の皆様に対する当然の義務と考えておりますが、ご自身の提案が受け入れられず、競合する事業者を当行が提携先として選んだことが不服なのでしょうか。
- ③ 上記②に関して、仮に自己の提案がより優れていたことを示すわけでもなく、大株主である自己の提案が受け入れられて当然であることを前提理解とするのであれば、そのような立論は受け入れ難いと当行は考えております。当行経営陣は、当行の株主の皆様全体の利益を考える義務があり、とりわけ、このような提携の無理強い、もっぱらSBIHDのみの利益に帰するものであると当行は考えております。これについて、SBIHDは、当行の少数株主の利益の配慮の観点から、どのように考えられておられるか具体的にご教示ください。
- ④ 本公開買付届出書では、「現経営陣と事業提携の協議をしても従前の議論からは発展は見込めないと考えた」と記載されていますが、当行はSBIHDからの提案に対しては、実現可能性等

を含めて真摯に検討をして参りました。例えば、2019年9月の提携提案は、最初のステップとして一般株主から株式をその時点の時価で買い取り、次のステップとして当行を非上場会社とした上で、公的資金の返済として、一般株主への支払の金額を超える金額での株式の買取りを行うという提案を不可分の一部とした提携を目的とした提案でありましたが、当行は、最初のステップで株式をお譲りいただく一般株主の保護の見地から、かかるステップの全内容を開始前に開示しない限り、かかる提案は到底受け入れられないものであると考えるとともに、一般株主の利益を軽んずる提案がなされたことに対して大変危惧しておりました。当行からは、SBIHDからの提案の実現可能性の点で疑問が残る旨申し上げたところ、SBIHDからは、その点について代替策が示されることもありませんでした。本公開買付届出書では、このような提携提案の不可分の重要な一部を記載しないまま、あたかも当行がSBIHDの提携提案を理由もなく拒絶しているかのような印象を作出していることは、大変遺憾であると考えています。公開買付届出書の訂正を含めて、ご検討ください。

<公開買付者の回答>

- ① 本公開買付届出書に記載のとおり、2019年9月のSBIHDからの資本・業務提携に関する提案に対しては、2019年11月に謝絶されているところ、その主たる理由は「SBIHDが大株主になることについて対象者の取締役会から反対意見が出ている」ことにありました。かかる回答から、SBIHDらの対象者株式の所有割合にかかわらず、対象者取締役会の構成が変わらない限り、SBIHDらが対象者株式を追加で取得し、資本関係を更に強化することを十分な理由なく否定されるものと考え、従前の議論からの発展は見込めないと判断しております。また、SBI証券との証券業務に関する提携の提案に対して、対象者より何らの連絡もなく、突然マネックス証券との提携を発表されたという経緯を踏まえると、誠実な対話が成り立つ関係性は既に失われていたと判断したことも、従前の議論からの発展は見込めないと判断した理由となります。
- ② 対象者にとって最善の先を選択することは対象者株主の皆様及び対象者顧客への責務の観点から当然と考えておりますが、本公開買付届出書にも記載し、また下記4(3)② i. の回答でも記載のとおり、SBIHDにおいては十分な顧客層と様々な金融商品を有し、SBIHDグループ内のSBI証券が投資信託・債券事業の譲受におけるデータ移行の実績とノウハウを有していたこと、また、下記4(3)② i. の回答において述べる採用するシステムベンダーの相違から、SBI証券が対象者との提携先としては最善であったと、現時点においても考えております。本案件では2020年3月に対象者の担当役員からSBI証券に打診があつて以降、2020年10月までの間に延べ200通以上のメールでの協議や、対象者からの70項目以上の質問事項への回答、12回の会議で協議をしていることに加え、NISA・つみたてNISA・ジュニアNISAからの投資信託・債券事業の譲受におけるデータ移行に関するノウハウを含む50以上に及ぶ補足資料を提出しており、対象者の業務提携先選定に対して真摯に対応いたしました。SBI証券の採用に向けての対象者の前向きな姿勢も伺えたことから、対象者からの資料提出要望について、SBI証券は通常の提携協議時を超える情報を対象者の要請に応じて開示し、対象者の業務提携先選定に対して真摯に対応いたしました。なお、「移行データのシステム仕様」については、業務提携先選定に際して要請される程度を超えていることを理由として一

度提出をお断りしておりますが、対象者から重ねてどうしても提出してほしい旨の要請を受け、業務提携先選定が完了し、具体的に提携を実行する段階で必要となる実務的な内容である旨を改めて申し伝えたくて、提出をしております。その後、同資料を提出した日と同日の2020年10月9日に、対象者の担当者から、投信窓販事業の譲渡の方向性を2021年1月もしくは同年2月に決定し、提携事業者の選定はその後になるとの連絡を受けて以降一切連絡がなくなり、対象者グループ及びマネックス証券によるプレスリリース公表日の前日である2021年1月26日に一部報道機関において、当該提携の内容を詳細に伝える報道がなされたことから、初めて選定結果を知りました。当該プレスリリース公表から現在に至るまで、対象者からSBI証券に対して業務提携先選定に係る詳細な説明が行われた事実もございません。また、前述のとおり、SBI証券が対象者で行った投資信託・債券事業の譲渡に関するやりとりは通常の入札手続きに必要と考えられる程度を超えて対象者との議論がなされた一方、対象者が2021年9月16日に開示した「SBI地銀ホールディングス株式会社による公開買付けにかかる意見表明に向けた当行の検討状況について」において、対象者がマネックス証券を選定した理由として説明されている「当初打診時より、全ての候補に共通に提示」したとされる評価軸のうち、少なくとも「当行顧客層へのカスタマイズ対応」「対面・ネットのすみ分けの容易性」については、対象者から評価軸として明確に提示を受けておりません。対象者から提示された評価軸に「カスタマイズ（他仲介業者との差別化）」という項目は存在しましたが、SBI証券に対しては、投資信託において対象者が希望する販売手数料の設定（仲介においても一律の手数料設定とする）ができるかどうか、また仲介において新生証券株式会社が組成する仕組債の取扱いが可能か、という論点にとどまるものでした。「対面・ネットのすみ分けの容易性」については、そもそも提示された評価軸ではありません。かかる対象者の対応を通じて、SBIHDグループが有していた対象者経営陣に対する信頼は大きく失墜しました。

- ③ 大株主であるSBIHDらの提案が受け入れられて当然と考えている訳ではなく、上記②の回答のとおり、対象者経営陣の一連の対応により対象者への不信感を強く持つと共に誠実な対話が成り立つ関係が失われたこと、上記①の回答のとおり、かかる経緯が、SBIHDらが対象者経営陣と再度事業提携の協議をしても実りある議論にはならないと判断した理由のひとつであることを述べさせていただいた次第です。なお、対象者顧客の利便性という観点より、SBI証券とマネックス証券のリテールサービスを比較すると、安価な国内株式の委託手数料率（2021年3月期通期の比較でみるとSBI証券0.0292%に対してマネックス証券0.0803%）（※）、投資信託の取扱い本数や積立方式の多様性（毎日、毎週、毎月、複数日、隔月の5コース）、IPOの取扱い実績など、多くのサービスにおいてSBI証券に優位性があると考えております。また、下記4(3)② iの回答でも記載のとおり、データ移管の実績がSBI証券にあったことを踏まえると、SBI証券との業務提携が対象者顧客の利益に最も資するものであり、ひいては、対象者の少数株主の利益にもつながるものであったと考えており、対象者にとって最善の選択であると現時点においても考えております。

※2021年3月期株式会社SBI証券決算説明資料より

- ④ 2019年9月のSBIHDからの資本・業務提携に関する提案は、本公開買付届出書に記載のとおり、

SBIHDが最大で33.4%から48%の範囲で対象者株式を取得することに加え、①両グループの経営資源を有機的に結合し総合金融グループを目指すこと、②個人分野、法人分野でのアライアンス強化、③協業による相互の事業分野の補完、④クロスセルによる顧客基盤の拡大と収益力の強化、等を骨子とした内容を提案しております。公的資金の返済についても当時初期的な意見交換をさせていただきましたが、そもそも公的資金の具体的な返済方法については、対象者及び当局とも十分に議論の上決定されるべき内容であります。

また、SBIHDが、48%の範囲で対象者株式を取得したのちに、両社で対象者の企業価値向上の施策を遂行することによって株価が一定水準まで上昇すれば、その後の非上場会社化などのステップは、必ずしも公的資金返済には必須ではないことは対象者もご認識されているとおります。また対象者の株式を取得し連結子会社化したのち、公的資金返済に至るまでには、相当な期間を要する可能性も考えられることであり、したがって「公的資金の返済として、一般株主への支払の金額を超える金額での株式の買取りを行うという提案を不可分の一部とした提携」との記載は投資家に誤解を与える表現となっており、甚だ遺憾であります。

SBIHDらとしては、対象者の公的資金返済の実現可能性を高めるべく、本公開買付けの成立後、様々な企業価値向上策についてコミットして参りたいと考えております。なお、SBIHDの資本・業務提携に関する提案に対して対象者が謝絶した理由は、SBIHDが大株主になることについて対象者の取締役会から反対意見が出ていることが主たるものでした。その点に触れられず、公的資金の返済方法が主たる論点であったかのような誤解を株主の皆様にご不快なご質問については、大変遺憾に思います。

以上のとおりですので、本公開買付け届出書の訂正は必要ないものと認識しております。

(2) 本公開買付けの検討開始時期、検討内容等について

<対象者からの質問>

- ① 本公開買付けの検討開始時期、検討内容を具体的にご説明ください。本公開買付け届出書では2021年8月上旬から買付予定の株券等の数などの諸条件を決定されたと記載されていますが、本公開買付けによる株式取得に関して2021年8月13日付で銀行法上の認可の申請を行われていることや、海外当局からの承認取得にも相応の期間を要することを考慮すれば、2021年8月上旬よりも早い段階で公開買付けの検討を開始されていたものと理解しています（例えば、ニュージーランド海外投資局からの承認を2021年9月2日付で取得していますが、同局の公式ウェブサイトによれば、公開買付け者が取得した「Significant business assets only」の種別の承認取得に関する平均的な処理期間は、2020年7月から2021年6月までの期間において、承認申請の提出から61営業日であるとされています。）。
- ② 上記①に関連して、本公開買付け届出書では、2019年9月上旬に、「SBIHDが対象者株式の公開買付けを実施するためのデューディリジェンス実施のための協力の依頼等を行いました」とありますが、公開買付けの開始の検討はこの時点から継続して存在していたということになりますでしょうか。少なくとも、当行が対話を提案した2021年7月上旬の時点では、当行とのいかなる話し合いも拒絶し買増しをするという意思決定をしていたと理解してよろしいでしょうか。

- ③ 本公開買付けの期間・開始時期が適切と判断された理由を具体的にご説明ください。
- ④ 本公開買付けが成立した場合、当行株式の流動性が低下することから、現在予定されている株式会社東京証券取引所の市場区分変更により当行株式が割り当てられる市場区分に影響を与える可能性があります。これに対するSBIHDのご見解をご教示ください。

<公開買付者の回答>

- ① 本公開買付けに至る過程においては当然様々な選択肢を並行して検討しております。銀行法上の認可申請手続や海外当局からの承認取得のための手続は、SBIHDの選択肢を増やすために事前に行っておりますが、それらは初期的な検討段階における作業に過ぎず、本公開買付届出書に記載のとおり、本公開買付けについて本格的に検討を開始したのは、2021年8月上旬からとなります。
- ② SBIHDは、2019年9月のSBIHDからの資本・業務提携に関する提案当時、仮にSBIHDが対象者と合意の下資本・業務提携を進めることになればデュエリジェンスの実施が必要であると考えており、その旨依頼した次第ですが、その時点で公開買付けの本格的な検討を行っていたわけではありません。本公開買付届出書に記載のとおり、2019年9月のSBIHDからの資本業務提携に関する提案に対しては、2019年11月に謝絶されています。
また、本公開買付届出書にも記載のとおり、公開買付けの実施の意思決定は2021年9月9日に行っております。同年7月上旬の時点においては、様々な選択肢を初期的に検討していたに過ぎません。
- ③ 本公開買付届出書にも記載のとおり、2021年8月上旬から本格的な検討を開始し、同年9月9日に意思決定に至ったため、同年9月10日より本公開買付けを開始するに至った次第です。公開買付期間については、対象者の株主の皆様にご判断いただく十分な時間を確保するため、法定の最短期間である20営業日より長い30営業日として設定しております。
- ④ 本公開買付けが成立した場合、対象者株式の流動株式数などが低下することは認識しておりますが、本公開買付けは買付予定数の上限を48%としており、上限を満たす応募が集まったとしても、市場における適正な株価形成に悪影響が生じるとは考えられず、潜在的な投資家の投資意欲を低下させるものではないと考えております。また、対象者グループとSBIHDグループとの事業上の提携に基づくシナジーの実現及び対象者役員の全部又は一部の変更を通じて対象者における最適な役員体制の実現によって、対象者の企業価値及び株主価値の増大を図ることができるものと考えており、これにより潜在的な投資家にとっても現時点に比しより魅力的な投資先となるものと考えております。

(3) 過去の当行株式取得の状況、経緯

<対象者からの質問>

- ① 本公開買付届出書によれば、「SBIHDは、将来的な株価の上昇による値上がり益の実現及び配当収入により、対象者株式に対する投資から得られる投資利益の向上を目的として」（下線は当行によるもの。）、2020年1月7日に当行株式13,004,000株（所有割合：6.18%）を所有す

るに至ったとのことですが、同じく、それに先立つ時点のこととして、本公開買付届出書において、「SBIHDグループと対象者グループの事業が相互補完的であり、両グループの経営資源を有機的に組み合わせることができれば顧客の利便性向上につながり、両グループの企業価値向上を図ることができると考えたことから、SBIHDは、2019年4月2日から同年8月28日までの期間において断続的に対象者株式11,281,100株（所有割合：5.36%；当該時点の所有割合（注）：4.66%）を市場内取引により所有するに至りました」（下線は当行によるもの。）と記載されており、2019年8月28日から2020年1月7日にかけて当行株式の取得目的に変更があったものと見受けられますが、当該変更の理由についてご教示ください。

<公開買付者の回答>

- ① SBIHDらは、2021年8月上旬から公開買付けによる買増しについての本格的な検討を行ってまいりましたが、最終的に本公開買付けの実施を決定した同年9月9日までは、あくまで「純投資」目的の範疇で対象者株式を保有しており、2019年8月28日から2020年1月7日にかけて対象者株式の取得目的に変更はございません。

(4) 公開買付けに関する事前の通知・連絡を行わなかった点について

<対象者からの質問>

- ① 事前に当行に対して通知・連絡することなく、突然、本公開買付けを開始することが、SBIHDらが要望される当行との資本業務提携の実現に向けてどのような影響を与えるかについて、いかなる評価・検討が行われたのかにつき、具体的にご説明ください。なお、ご説明にあたっては、以下の2点をご留意ください。
- 本公開買付届出書では、「従前のSBIHDとの資本業務提携に関する提案やSBI証券との証券業務に関する提携の提案に対する反応等を踏まえると、現経営陣と事業提携の協議をしても従前の議論からは発展は見込めないと考えた」ことが理由として記載されています。しかしながらこれは、これまで個別事業分野での連携に関して当行から提案を行っていたところ、上記(1)①のとおり、貴社による当行株式の取得及び当行株主総会における議決権行使の内容を勘案すれば、貴社が当行経営に対してご意見をお持ちであり、従前とは明らかに異なる状況と考え、当行取締役会として貴社に対して対話を提案したものです。これまでの当行とSBIHDとの間の協議・会話とは異なる段階に入っており、「従前の議論からは発展は見込めないと考えた」ことは説得力のあるご主張ではないと当行は考えています。
 - 本公開買付届出書では、「未確定の情報の漏洩により市場株価が乱高下する状況を招く可能性」の観点を掲げられていますが、本公開買付届出書においては、2019年9月上旬にSBIHDが「対象者株式の公開買付けを実施するためのデュエディリジェンス実施のための協力の依頼等を行いました」（下線は当行によるもの。）とあるように、公開買付けのご相談を頂戴しており、当行はこれを公にすることは一切なかったことも踏まえ、漏洩の恐れは理由にならないのではないかと当行は考えています。また、業務提携について、金融機関同士が協議するのは日常的なことであり、その際、公表までは秘密として扱うことは、常識以前の問題であり、当行がこの点において疑念を持たれる理由は些

かありません。この懸念が現実的なものであれば、SBIHDは「SBI証券との証券業務に関する提携の提案」も、地方創生パートナーズ社に係る提携の協議も、当行との間で行うことができないはずで

- ② 上記①に関連して、当行の株主、お客さま、従業員、取引先等あらゆるステークホルダーに対して少なからぬ驚きや懸念を与えることは十分想起され、当行が協議を提案しているにも拘わらず、事前の協議一切なく本公開買付けの開始に至ったのは、当行経営にネガティブな影響を与えるのみならず、各種ステークホルダー全体を軽視しているとも受け止められかねないと考えております。お考えをお示しください。
- ③ 上記と同様に、事前に当行に対して当行株式の買付けについて何らの協議も申し入れることなく、突然、本公開買付けを開始することが、当行のステークホルダーの皆様（当行の取引先様、従業員、他の株主等を含みます。）にもたらす不安・混乱等の影響、ひいては、当行の企業価値に及ぼす影響について、いかなる評価・検討を行われたのかにつき、具体的にご説明ください。
- ④ 上記③に関連して、本公開買付届出書では、「金融業においては人材こそが価値の源泉であり、特に対象者においては、小ロファイナンスやストラクチャードファイナンスなど専門性の高い分野において優秀な人材を多数抱えていることから、これらの従業員の皆様の雇用を守ることは当然ながら、提携に伴う業務拡大において必要不可欠な存在であると考えており、SBIHD としては更なる活躍の場を提供させていただきたいと考えております」と当行の従業員について評価をいただいておりますが、事前に何ら協議なく「意向に沿わない人間を代える」ためと見える一方的に開始された本公開買付けにより、当行の従業員の間では懸念・不安の声が聞こえております。当行としてはこれらをきっかけとした大量離職が発生するのではないかと懸念も有しておりますが、こうした公開買付けを開始することによる当行の従業員に対する影響についてどのような分析・評価をされたのでしょうか。過程を含めて、詳細をご教示ください。
- ⑤ 上記③に関連して、SBIHD 及びそのグループ会社（「SBIHD グループ」といいます。）のレピュテーション、ひいては今後の地域金融機関向けサービス提供や地域金融機関に対する資本・業務提携の申出に対する反応など、事業活動に及ぼす悪影響をどう評価されているか、詳細をご教示ください。

<公開買付者の回答>

- ① 重複したご質問と思われるのですが、本公開買付届出書に記載のとおり、2019年9月のSBIHDからの資本・業務提携に関する提案に対しては、同年11月に謝絶されているところ、その主たる理由は「SBIHDが大株主になることについて対象者の取締役会から反対意見が出て」いることにありました。かかる回答から、SBIHDの対象者株式の所有割合にかかわらず、対象者取締役会の構成が変わらない限り、SBIHDらが対象者株式を追加で取得し、資本関係を更に強化することを十分な理由なく否定されるものと考え、従前の議論からの発展は見込めないと判断しております。また、SBIHDグループとの証券業務に関する提携の提案に対して、対象者より何

らの連絡もなく、突然マネックス証券との提携を発表されたという経緯を踏まえると、誠実な対話が成り立つ関係性は既に失われていたと判断したことも、従前の議論からの発展は見込めないと判断した理由となります。二点目にご記載の点については、上記(1)②の回答のとおり、2019年9月以降の対象者との協議を通じて信頼関係が失われた状況に鑑みると、SBIHDらとしては当然情報漏洩リスクについて通常のケース以上に厳格に考えたことは当然と考えております。こうしたことから、本公開買付け開始時点においては、当初企図した対象者の合意に基づく資本・業務提携の構築とは前提となる状況が異なり、本公開買付け届出書にも記載のとおり、これまでの対象者の対応に鑑みて進展が得られるとは見込めないと判断したこと、また、事前協議により情報漏洩リスクが高まり市場株価に影響を与える可能性があったことから、対象者の賛同を得るために協議を行っていくよりも、本公開買付けを直ちに実施することの方が望ましいと判断し、本公開買付けの実施に至っております。

- ② SBIHDらとしては、本公開買付けを実施することで、対象者の株主の皆様に対し、対象者が抱えている経営上の問題やそれに対するSBIHDらの考え等を広くお伝えしつつ、公開買付け期間中にそうした考え等を十分にご検討いただく機会を提供できると考えております。同様に、本公開買付けは対象者株主に向けたものになりますが、本公開買付けを通じた情報提供により、対象者の従業員の皆様、預金者及び取引先の皆様等、幅広いステークホルダーの皆様に対しても同様の情報提供ができるものと考えております。そして、SBIHDらとしては、本公開買付けの実施により、対象者株式の追加取得を通じて対象者の企業価値向上へのコミットメントを高めつつ、対象者の企業価値を回復・向上させるために必要な経営体制及びガバナンス体制の再構築を促していくことが、対象者の企業価値の回復・向上に寄与すると考えており、企業価値向上は、対象者及びSBIHD双方の株主の利益のみならず、対象者の従業員の皆様、預金者及び取引先の皆様等、幅広いステークホルダーの皆様の利益に資するものと考えております。特に金融業においては人材こそが価値の源泉であり、対象者においては、専門性の高い分野において優秀な人材を多数抱えていることから、これらの従業員の皆様含め全ての従業員の皆様の雇用を守ることは当然ながら、提携に伴う業務拡大において必要不可欠な存在であると考えており、SBIHDらとしては更なる活躍の場を提供させていただきたいと考えております。今後も状況に応じて、SBIHDらの考えや対象者に関する情報提供及び説明等の必要な対応を行ってまいります。
- ③ 上記②の回答のとおりです。
- ④ SBIHDらとしては、現在の対象者の役員体制には意思決定の適切性や機動性が欠如しているものと引き続き判断しており、最適な役員体制の実現が必要と考えておりますが、対象者の従業員の皆様の雇用を守る必要性は既にご説明申し上げたとおりであり、また、上記②の回答のとおり、本公開買付けの実施により、対象者株式の追加取得を通じて対象者の企業価値向上へのコミットメントを高めつつ、対象者の企業価値を回復・向上させるために必要な経営体制及びガバナンス体制の再構築を促していくことが、対象者の企業価値の回復・向上に寄与すると考えており、企業価値向上は、対象者及びSBIHD双方の株主の利益のみならず、従業員の皆様の利益に資するものと考えております。

- ⑤ 本件では、上記2(1)①の回答に記載した経緯により、対象者との誠実な対話が成り立つ関係性は既に失われたと判断したものであって、突然本公開買付けを開始したものではありません。また、上記②の回答のとおり、SBIHDらとしては、本公開買付けの実施により、対象者株式の追加取得を通じて対象者の企業価値向上へのコミットメントを高めつつ、対象者の企業価値を回復・向上させるために必要な経営体制及びガバナンス体制の再構築を促していくことが、対象者の企業価値の回復・向上に寄与すると考えており、企業価値向上は、対象者及びSBIHD双方の株主の利益のみならず、対象者の従業員の皆様、預金者及び取引先の皆様等、幅広いステークホルダーの皆様の利益に資するものと考えております。そのため、本公開買付けを通じて適切な情報提供がなされることにより、今般の対応がSBIHDグループのレピュテーションに悪影響を与えることはなく、地域金融機関との関係性を含め事業活動に及ぼす悪影響はないと考えております。

(5) 事前の他の株主との接触又は協議について

<対象者からの質問>

- ① 本公開買付けに関して、SBIHDらが当行株主、当行の取引関係先、その他の第三者との間で、何らかの連絡、協議、合意、その他の意思連絡等をなされたか、なされた場合にはその具体的な内容をご教示ください。また、今後このような連絡、協議、合意等を行う予定がある場合は、その相手先及び内容等について、具体的にご教示ください。

<公開買付者の回答>

- ① 該当する事項はございません。

(6) 大量保有報告書の記載（純投資目的）について

<対象者からの質問>

- ① SBIHDが2021年9月10日に提出した当行株式に関する大量保有報告書の変更報告書(No12)では、同年9月9日付で保有目的が「純投資」から「企業価値の向上及び株主等の利益のため、重要提案行為等を行うこと」に変更がなされ、また公開買付者がSBIHDの共同保有者として追加されています。かかる変更のタイミングについての適切性・適法性についてどのような分析をされているか具体的にご教示ください。なお、ご回答に際しては、本公開買付届出書にて、(ア) SBIHDにおいて、2019年9月上旬、SBIHDの経営陣が当行社長に対して、当行を連結子会社又は持分法適用関連会社としてSBIHDグループの中核的企業として位置付けるため、関連当局の許認可取得を前提に議決権割合にして最大で33.4%から48%の範囲で対象者株式を取得すること及び、SBIHDが対象者株式の公開買付けを実施するためのデューデリジェンス（以下「DD」といいます。）実施のための協力の依頼等を行ったと記載されていることや、(イ) 2019年11月中旬から2020年10月上旬にかけて、SBIHDグループとして地方創生における連携に関する協議を行いつつ、証券業務分野における提携の可能性など個別業務に関する議論は継続して行ってきたとの記載との整合性についてのご説明も含めてください。

<公開買付者の回答>

- ① SBIHDらは、2021年8月上旬から公開買付けによる対象者株式の買増しについての本格的な検討を行ってまいりましたが、最終的に本公開買付けの実施を決定したのは同年9月9日であり、それまではSBIHDらとしての決定は一切なされておられません。本公開買付けの実施を決定したのは2021年9月9日であり、「重要提案行為等」を行うことについて決定したタイミングも同日になります。そのため、SBIHDらは、同日を報告義務発生日として同年9月9日に変更報告書を提出しており、変更報告書の提出手続に何ら問題はないと考えております。なお、対象者からの質問2(4)①にも記載のあるとおり、金融機関の間で業務提携に関する協議が行われることは日常的なことであり、地方創生における連携や証券業務分野における提携の可能性などの個別業務に関する議論は「重要提案行為等」に該当するものではないと考えております。

3 本公開買付けの経緯・内容・価格

(1) 上限及び下限の設定理由

<対象者からの質問>

- ① 本公開買付けは買付予定数に上限を設定されており、最大で58,211,300株（所有割合にして27.68%、SBIHDらの現所有分を加味した所有割合にして48.00%）まで取得するいわゆる「部分買付け」に該当します。部分買付けは、公開買付けの対象会社の株主が公開買付けの成立後、対象会社の企業価値が低下すると考える場合においても、当該公開買付けの阻止のために公開買付けへの応募を控えるのではなく、むしろ売却をするインセンティブを持つ点において、いわゆる強圧性があるとされています。この強圧性に対して、どのような検討プロセスを経た上で、部分公開買付けの開始をされたのか、具体的にご教示ください。
- ② 本公開買付けに買付予定数に上限を設定された理由として、本公開買付け届出書では、「SBIHDが銀行持株会社となることについての銀行法第52条の17第1項に定める内閣総理大臣の認可（以下「銀行持株会社認可」といいます。）を含む各種法令上の許可等の取得が必要となりうること」が挙げられつつも、SBIHDが掲げられた目的（事業上の提携関係の構築・強化、当行の役員の一部又は一部を変更）のために追加の株式の取得の可能性も示唆されています。このように、当行取締役の選定を実質的に支配することを目的とし、あるいは会計基準上の連結子会社となる可能性を認識しているのであれば、本来的には株主、とりわけ少数株主との利益相反の問題を回避するために、銀行持株会社認可を得て100%の株式を取得されるべきであると当行は考えますが、SBIHDが銀行持株会社認可を取得することに関する見込みについてご教示ください。なお、ご回答にあたっては、SBIHDが、銀行持株会社としての認可を取得するには不適切と思われる子会社（すなわち、銀行持株会社の子会社としては行うことが出来ない業務を行っている子会社）を保有されていることをどのように解決されるのかを言及ください。
- ③ 上記②に関連して、銀行持株会社として保有するのが不適切な、SBIHDの子会社の事業を継続するために、当行を銀行法上の子会社とすることを技巧的に回避することは、当行のようなフルレンジの銀行業務を行なう銀行の少数株主が、銀行持株会社であれば得られるである

う保護が得られなくなるものであると当行は考えますが、その点についてお考えをご教示ください。

<公開買付けの回答>

- ① 本公開買付けの守秘性の観点から、本公開買付けの公表・開始前には対象者の社外取締役候補者となりうる人物との十分な接触を行っていないため、現時点において役員体制変更後における独立社外取締役の具体的候補者を挙げることはできませんが、ガバナンス体制強化の観点から独立社外取締役が取締役総数の過半数となる体制とする考えです。かかる体制を前提に、対象者とSBIHDグループとの間の重要な取引の決定に際しては、当該取引が対象者の少数株主にとって不利益をもたらさないかについて独立社外取締役を含む独立性を保った対象者の取締役会において慎重に審議・検討を行うとともに、アームズ・レングス・ルールに則り、市場規律に基づき取引条件を適切に決定し、またSBIHDグループの社内取締役又は従業員及び、それらの経歴を有する者などSBIHDグループと関係の深い役員は、SBIHDグループと対象者との間の取引について対象者内の意思決定に関与しないなど、SBIHDグループとの十分な利益相反管理体制を敷くことで対応することを想定しております。また、対象者における開示情報から、対象者におかれては、主要株主との関係において銀行法で求められる独立性の確保を図るため、同じく社内規程に基づき、利益相反が生じる可能性があるとして判断された取引を行うときは取締役会の判断を求めるプロセスを構築しているものと理解しております。対象者が何らかの特別組織などを用いて、事前審査及び事後のモニタリングを行う仕組みを有しているか、SBIHDらでは承知しておりませんが、SBIHDらといたしましては、本公開買付けにより対象者がSBIHDの連結子会社となった場合には、SBIHDグループと対象者との取引に関しては、対象者において、SBIHDグループから独立した委員からなる特別委員会を設け、同委員会において事前の審査及び事後のモニタリングを行うことで利益相反管理体制に遺漏無きを期すこととしたいと考えております。かかる徹底した利益相反管理体制を通じて、少数株主の利益は適切に保護されますので、本公開買付けは強圧性を有するものではないと考えております。そもそもSBIHDが対象者株式を追加で取得し、資本関係を更に強化することとて対象者の企業価値・株主価値の向上が促進されることが見込まれますが、上述のような体制を通じて、対象者の少数株主はその利益を享受することができるため、本公開買付けにより、少数株主の皆様にも十分に利益をもたらすことができると考えております。また、本件においてはより多くの対象者の株主の皆様に応募いただくために、買付価格の決定にあたっては十分なプレミアム水準を確保しております。
- ② SBIHDらとしては①投資金額の合理性の観点からは、国際会計基準に照らし、対象者が連結子会社になりうる水準を超える対象者株式を取得する必要は必ずしもないこと、②本公開買付けの結果、SBIHDらの議決権割合が50.00%を超える場合、SBIHDが銀行持株会社となることについて各種法令上の許可等の取得が必要となりうることを勘案すると、議決権割合が50.00%を超えない範囲で所有割合を速やかに高め、経営への関与を強化することが望ましいと考えられたことから、本公開買付けにおける買付予定数の上限を現所有分を加味した所有割合48%としたものです。この水準であったとしても本公開買付け届出書に記載したシナジーの追

求及び経営への関与強化は十分可能であり、対象者の株主価値の向上に資するものと考えております。

なお、上記①の回答に記載の施策によって、機関銀行化や利益相反等に対する懸念は十分に解消可能であると考えております。

- ③ 上記②の回答のとおり、①投資金額の合理性の観点からは、SBIHDが採用する国際会計基準に照らし、対象者が連結子会社になりうる水準を超える対象者株式を取得する必要は必ずしもないこと、②本公開買付けの結果、SBIHDらの議決権割合が50.00%を超える場合、SBIHDが銀行持株会社となることについて各種法令上の許可等の取得が必要となりうることを勘案すると、議決権割合が50.00%を超えない範囲で所有割合を速やかに高めるのが望ましいと考えられたことから、本公開買付けにおける買付予定数の上限を現所有分を加味した所有割合48%に留めたものです。銀行法上の子会社とすることを技巧的に回避することを意図したものではありませんし、50.00%を超えない範囲で銀行を連結子会社として所有している実例も存在していると理解しております。また、SBIHDグループの事業の多様性に関して、かかる事業に関するリスクが対象者に及ぶ可能性に関して質問されている趣旨であれば、上記①の回答に記載の施策によって、機関銀行化や利益相反等に対する懸念は十分に解消可能であり、そうした施策によってリスク遮断を行うことができるものと考えております。なお、SBIHDらは本公開買付けにあたり対象者の議決権の保有に関して銀行法上必要とされる主要株主としての認可を取得しておりますが、「銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること」が認可取得の要件とされていることは、改めてご説明を要しないところと考えております。なお、上場会社としての対象者の独立性を最大限尊重すること及び対象者の少数株主の利益を保護することは当然のことと考えております。

(2) 方法として公開買付けを選択した理由

<対象者からの質問>

- ① 当行の株式の買い集めの手法として、約20%までは市場で買い増しを進め、その後、公開買付けを選択された理由をご教示ください。

<公開買付者の回答>

- ① 約20%に至るまでのSBIHDによる対象者株式の取得目的については本公開買付届出書に記載のとおりであり、あくまでも純投資目的の範疇における取得です。従って、今回の本公開買付けによる買増しの場合とは異なり、株価の動向を見ながらの買付けとなりますので、市場による買増しを選択しております。

そして、この度、対象者の業績を改善し企業価値を回復・向上するべく、(i)対象者をSBIHDの連結子会社としSBIHDグループと対象者グループの間の事業上の提携関係を構築・強化すること、及び、(ii)対象者の役員の全部又は一部を変更し、最適な役員体制を実現することを可能にする議決権を確保すること、並びに、(iii)本公開買付けにより、SBIHDらが、上記(i)の対象者を連結子会社化するために必要な対象者株式又は上記(ii)の対象者の役員の全部又は一部を変更し、最適な役員体制を実現することを可能にする議決権を確保するために必要

な対象者株式を取得できない場合でも、将来的な上記(i)及び(ii)の目的達成に向けて、公開買付けにより対象者株式の所有割合を機動的に高めておくことを目的として、本公開買付けを実施することとしました。

(3) 公開買付価格の算定根拠及び資金の裏付け

<対象者からの質問>

- ① SBIHDらは、当行に対して簡易的なレベルのものを含めてDDは、一切行われていないと認識をしていますが、そのような分析が十分とは言えない状況の中、市場株価に対して一定のプレミアム(注)を付された上で公開買付けの公表をされています。SBIHDらの役員の善管注意義務・忠実義務の観点から、上記についてどのような整理をされているのか、具体的にご教示ください

(注) 本公開買付届出書では「本公開買付価格である2,000円は、本公開買付けを実施することについての公表日の前営業日である2021年9月8日の東京証券取引所市場一部における対象者株式の終値1,453円に対して37.65%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%)について同じです。)のプレミアムを加えた価格、過去1ヵ月間(2021年8月10日から2021年9月8日)の終値単純平均値1,416円(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して41.25%のプレミアムを加えた価格、過去3ヵ月間(2021年6月9日から2021年9月8日)の終値単純平均値1,460円に対して36.95%のプレミアムを加えた価格、過去6ヵ月間(2021年3月9日から2021年9月8日)の終値単純平均値1,591円に対して25.71%のプレミアムを加えた価格です。また、本書提出日の前営業日である2021年9月9日の東京証券取引所一部における対象者株式の終値1,440円に対して38.89%のプレミアムを加えた価格となります。」とされています。

- ② 上記①に関連して、本公開買付届出書によれば、2021年7月上旬に、当行から事業提携について対話を求める申し入れを行うに至っているという記載があります。当該記載を前提とした場合、SBIHDが、「当行にDDを求めたとしても応じられることはなかった」と考えられるのは不自然ではないでしょうか。
- ③ 本公開買付届出書では、「シティバンクは公開買付者が本公開買付けに係る決済及び諸費用の支払に要する資金をSBIHDが公開買付者に対して貸し付ける資金等を、SBIHDに対して貸し付けることを予定しております」とあり、シティバンクからの借入れ資金を本公開買付けの決済のために使用するものと理解しています。本公開買付けの決済の確実性を確認するため、シティバンクからの融資証明書をご開示ください。また、本公開買付届出書の「第8【買付け等に要する資金】」の「(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】」においてシティバンクからの借入れに関する記載がないこととの関係をご教示ください。

<公開買付者の回答>

- ① SBIHDは、SBIHDら及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるシティグループ証券株式会社から取得した株式価値算定書に記載された算定内

容・結果を踏まえつつ、その他様々な要素を踏まえて、本公開買付価格を決定しており、SBIHDの役員・善管注意義務・忠実義務は果たされていると考えております。

② 繰り返しとなりますが、前述のとおり、本公開買付届出書に記載のとおり、2019年9月のSBIHDからの資本・業務提携に関する提案に対しては、2019年11月に謝絶されているところ、その主たる理由は「SBIHDが大株主になることについて対象者の取締役会から反対意見が出て」いることにありました。かかる回答から、SBIHDの対象者株式の所有割合にかかわらず、対象者取締役会の構成が変わらない限り、SBIHDが対象者株式を追加で取得し、資本関係を更に強化することを十分な理由なく否定されるものと考え、従前の議論からの発展は見込めないと判断しております。また、SBIHDとの証券業務に関する提携の提案に対して、対象者より何らの連絡もなく、突然マネックス証券との提携を発表されたという経緯を踏まえると、誠実な対話が成り立つ関係性は既に失われていたと判断したことも、従前の議論からの発展は見込めないと判断した理由となります。このような状況を踏まえると、2021年7月の申し入れがあったからといって、DDに依拠していただけると考える方が不自然です。同年8月上旬から本公開買付けについて本格的に検討を開始したところですが、その中でも対象者の賛同を得るために協議を行っていくよりも、本公開買付けを直ちに実施することの方が、対象者及びSBIHD双方の企業価値向上において望ましいとの議論が行われ、同年9月9日の本公開買付けの実施の決定に至っております。

③ 公開買付者が本公開買付けに係る決済及び諸費用の支払に要する資金はSBIHDからの借入れ及び増資資金を充てていることから、本公開買付届出書の「第8買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」において、記載すべきは公開買付者のSBIHDからの借入であり、また、本公開買付届出書に添付が必要な融資証明書は公開買付者とSBIHDとの間のものです。このため、シティバンクとSBIHDの間の融資証明書は添付しておらず、関東財務局からも求められておりません。

(4) 今後の買付条件の変更の有無

<対象者からの質問>

① 当行が提出した意見表明報告書に記載のとおり、当行は公開買付者に対して、本プラン（意見表明報告書に定義された意味を有します。）上の株主意思確認総会を開催するために、公開買付期間を60営業日まで延長することを要請しています。かかる要請に対して、応じていただけるか否かご教示ください。要請を謝絶される場合には、その理由を具体的にご教示ください。

<公開買付者の回答>

① 2021年9月24日付書面において記載のとおりですが、SBIHDらは、少数株主の皆様の保護のための利益相反管理等の十分な方策を採り、その利益が万一にも害されることのないようにすることを当然の前提として、本公開買付けによる対象者株式の取得及び必要な範囲での対象者株式の追加取得により、対象者をSBIHDの連結子会社とし、対象者グループとSBIHDグループの経営資源を有機的に結合し両グループのシナジー効果を強力に働かせること、及び

対象者の役員の一部又は全部を変更し、最適な役員体制を実現することが、対象者の企業価値を回復・向上することに繋がり、ひいては巨額の公的資金の返済を可能にするものであると考えており、今回のSBIHDらによる本公開買付けによるご提案は、対象者の株主の皆様、従業員の皆様、預金者及び取引先の皆様等、幅広いステークホルダーの皆様の利益に資するものと確信しております。

また、対象者株主の皆様が本公開買付けに対してご理解をいただけるか否かについては、本来本公開買付けに対する応募判断によってなされるべきであり、また、本公開買付けに際しては、本公開買付け届出書において、本公開買付けが成就した場合における対象者の企業価値の回復・向上に向けた具体的な方策や少数株主の皆様の保護のための具体的な方策について、対象者株主の皆様が十分にご理解できる形で情報提供しており、さらに本回答書においても追加で情報提供を行っており、これらを通じて対象者株主の皆様が本公開買付けに対する応募の是非を判断するために必要十分な情報を提供することに加え、公開買付け期間も法令に定められた最短期間である20営業日より長期である30営業日に設定しており、対象者株主の皆様への十分な検討期間を確保しております。

そのため、SBIHDらは、本公開買付けに対して対象者が買収防衛策（以下「対象者買収防衛策」をいいます。）を導入すること自体が不当であり、対象者買収防衛策は対象者経営陣が自己保身のために導入したものである疑いが強く、対象者買収防衛策の適法性には疑問があると考えております。また、対象者はSBIHDらに対して公開買付け期間の延長を要請されておりますが、SBIHDらは対象者買収防衛策が対象者経営陣の自己保身のために不当に利用され、かえって対象者の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益が毀損される事態にならないよう強く求める所存であり、対象者がSBIHDらに公開買付け期間の延長を行うための期限として要請してきた2021年9月30日の2営業日前である本日まで、対象者において、対象者の全ての株主の保護と株主利益に資する以下の4つの項目の遵守を対象者プレスリリースにて公表した場合においては、公開買付け期間を2021年11月24日まで（50営業日まで）延長することを対象者に通知いたしました。なお、当該4つの項目のうちご遵守をお約束いただけない項目がある場合には、本日までその理由について明確かつ詳細にご説明いただきつつ、対象者プレスリリースにて公表いただくことについても、対象者に要請しておりました。

1. 対象者株主の皆様がSBIHDらによる本公開買付けに応募するかを判断する上で重要性の低い追加質問等は行わず、いたずらに検討の期間を延ばさないこと
2. 対象者取締役会が対抗措置の発動について株主意思確認総会で賛否を問う場合には、本公開買付けが「企業価値および会社の利益ひいては株主の共同の利益を著しく毀損する」と判断される具体的な根拠を説明すること
3. 株主意思確認総会を開催するとしても、実務上可能な限り最短のタイミングで開催すること
4. 株主意思確認総会を開催するとしても、公正な形で開催すること

これに対し、対象者は、2021年9月27日付の「当行からの公開買付け期間の延長要請に対するSBI地銀ホールディングス株式会社からの回答状況に関するお知らせ」と題するプレスリリースにおいて、引き続き、公開買付け者に対し、公開買付け期間を60営業日とすることを要請

する旨を開示されました。SBIHD らにおいては、今後、当該プレスリリースの内容を精査の上、当該要請に応じるか否かを追って回答することにいたします。もっとも、当該プレスリリースにおいて、対象者には、対象者の全ての株主の保護と株主利益に資する上記4つの項目の遵守についてお約束いただいておりますが、また、2021年9月24日付書面に添付した対象者に対する3つの質問事項についても、ご回答いただいております。上記4つの項目の遵守は、対象者の全ての株主の利益の保護の観点から当然のことであり、直ちに遵守をお約束いただけるものでもなく、本日までに対象者において遵守をお約束いただけていないことには驚きを禁じ得ず、対象者の全ての株主の利益の保護のため、引き続き、上記4つの項目の遵守について強く要請いたします。また、対象者に対する3つの質問事項に対する回答についても、対象者の現経営陣による企業価値向上策とSBIHD らが提供する施策のいずれが対象者の全てのステークホルダーの皆様にとって望ましいものであるかを対象者の株主の皆様にご判断いただく上で必須の情報ですので、こちらにつきましても、2021年9月24日付書面をお願いしたとおり、2021年10月1日正午を目途にご回答いただくよう、引き続き強く要請いたします。なお、2021年9月24日付書面に添付した対象者に対する3つの質問事項を改めて記載すると、以下のとおりです。

【対象者に対するご質問】

SBIHD らにおいても、対象者株主の皆様が判断を行うための情報提供は極めて重要であると考えております。対象者による各種公表資料（2021年9月16日付「SBI地銀ホールディングス株式会社による公開買付けにかかる意見表明に向けた当行の検討状況について」、2021年9月17日付「SBI地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた、株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の導入に関するお知らせ」、同日付「SBI地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」を含みます）及びSBIHD ら宛の「公開買付者に対する質問」ではカバーされていない以下の重要事項について、2021年10月1日正午を目途にご回答いただけますよう、よろしく願いいたします。

1. 対象者は巨額の公的資金を注入されてから20年以上を経ても返済出来ていない中、国民財産保全の観点からもかかる状況は大変由々しき事態だと考えておりますが、対象者はこの点何が要因であると分析されているかご教示ください。
2. 本公開買付届出書7ページに記載のとおり、対象者においては2016年3月期以降業務粗利益、実質業務純益、親会社株主に帰属する当期純利益いずれにおいてもほとんどの事業年度において対象者公表の計画値が未達となっております。SBIHD らが拝見する限り、これらの業績低迷に対して抜本的な対応策を講じられていないように思われますが、今後業績並びに企業価値を向上させ、最終的には公的資金の返済を行うために対象者は如何なる施策を講じようとしているのか、SBIHD らが提案している企業価値向上策を上回るような対象者経営陣による具体的な企業価値向上策がもしあればご教示ください。
3. SBIHD らにおいては、上記2記載の業績低迷が、対象者株価が低位に推移していることの根本的な要因であると考えております。かかる低調な株価水準によって、公的資金返

済から遠のいているようにも思えますが、対象者の見解をお聞かせください。

また、対象者の2021年9月17日付「SBI地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた、株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の導入に関するお知らせ」においては、甲種新株予約権及び乙種新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、対象者の取締役会が別途定める数とする旨が記載されておりますが、対象者の発行可能株式総数4億株、発行済株式総数259,034,689株から試算すると、株主総会における特別決議を経ることなく新株予約権1個につき目的となる株式1株の割当は不可能であると考えております。対抗措置の発動に伴いSBIHDらに発生する影響の程度を把握するだけでなく、本公開買付けに応じるか判断する上で株主の皆様にとって重要な情報となりますので、甲種新株予約権及び乙種新株予約権1個あたりの目的となる株式の数が何株となるのか明確かつ早急にお示しください。

4 本公開買付け後の方針について

(1) 本公開買付け後の当行の経営への関与の方針

SBIHDらが提示するガバナンス体制は、機関銀行化回避及び当行少数株主利益の最大化の観点から果たして十分か、という問題意識を持っております。万が一機関銀行化することがあれば、少数株主の株式価値は著しく毀損しうるためです。そのような問題意識に基づき、以下、具体的な質問をさせていただきます。

<公開買付者コメント>

SBIHDグループといたしましては、機関銀行化や対象者少数株主利益の毀損といった事態は、決して発生してはならないものと認識しており、そのような疑念を生じさせるような所作に及ぶことは全く想定しておりませんが、そうした事態が万一にも発生することのないようにするために徹底した利益相反管理を行うという観点から、下記のような体制を採ることを想定しています。すなわち、対象者とSBIHDグループとの間の重要な取引の決定に際しては、当該取引が対象者の少数株主にとって不利益をもたらさないかについて独立社外取締役を含む独立性を保った対象者の取締役会において慎重に審議・検討を行うとともに、アームズ・レングス・ルールを原則とし、市場規律に基づき取引条件を適切に決定し、またSBIHDグループの社内取締役又は従業員及び、それらの経歴を有する者などSBIHDグループと関係の深い役員はSBIHDグループと対象者との間の取引について対象者内の意思決定に関与しないなど、SBIHDグループとの十分な利益相反管理体制を敷くことで対応することを想定している他、本公開買付けにより対象者がSBIHDの連結子会社となった場合には、SBIHDグループと対象者との取引に関しては、対象者において独立した委員からなる特別委員会を設け、同委員会において事前の審査及び事後のモニタリングを行うことで利益相反管理体制に遺漏無きを期すこととしたいと考えております。なお、上記3(1)①の回答のとおり、本公開買付け後においてもガバナンス体制強化の観点から独立社外取締役が取締役総数の過半数となる体制とする考えです。

<対象者からの質問>

- ① 現状、当行取締役7名の内、5名は独立社外取締役です。また、それが極めて高いフィデューシャリー・デューティーの意識に基づいた、政府（預金保険機構及び整理回収機構）を含む株主一般の利益に忠実なガバナンスを可能としていると考えます。本公開買付届出書によれば、SBIHDらは、独立社外取締役の人数を、半数未満となりうる「3分の1以上」とすることですので、当行が採用している独立社外取締役によるガバナンスを弱めるということになり、これは近時のガバナンスをめぐる議論と逆行するものと思料いたします。どうして、そのような体制が「最適な役員体制」とお考えなのでしょうか。
- ② 上記に関連して、SBIHDらは、当行の取締役の構成に関して業務執行取締役（社内取締役）を増やすべきというお考えなのか、ご教示ください。
- ③ 上記に関連して、SBIHDらは「独立社外取締役が多数を占める任意の指名委員会及び報酬委員会の維持・採用」されるとのことですが、これにより、独立社外取締役の割合が減少することの対応策として十分であるとお考えなのでしょうか。
- ④ 「利益相反管理体制」においては、とりわけ市場価格の存在しない取引の取扱いが重要になると考えております。市場価格の存在しない取引については、どのように管理される予定でしょうか。
- ⑤ 独立社外取締役による牽制が機能するためには、高い見識、専門性及び多様性が不可欠というものは、近時のコンセンサスとなっていると当行は考えます。また、本公開買付けは、完全買収ではないことから、多くの少数株主の皆様が引き続き当行の株主となりますことから、独立社外取締役の役割が少数株主保護の観点から重要となります。以上より、今後の経営を託す独立社外取締役の具体名は、当行の株主の判断にとって、極めて重要な事項と考えます。本公開買付届出書によれば、「本公開買付けの公表・開始前に対象者の役員候補者となりうる人物との十分な接触ができていない」とのことですが、本公開買付けが公知となった今、現況についてご教示ください。
- ⑥ 本公開買付けが成立した場合に就任予定の役員と公開買付者らの関係をお示しください。
- ⑦ 本公開買付届出書によれば、取締役会の構成について「特定の外資系証券会社等、社外取締役の出身母体に偏りがある」とのことですが、偏りがあるという言葉が「同じ企業グループからの出身取締役が複数名いる」という意味であれば、ゴールドマン・サックス証券株式会社からの出身取締役が2名いることしかこれに該当しません。ゴールドマン・サックス証券株式会社からの出身者が複数名いることが、ガバナンスに関して改善すべきであるというご趣旨でしょうか。また、このことがガバナンスの遂行に支障をきたしていることは全くないと考えておりますが、具体的にいかなるガバナンス機能上の問題が生じているとお考えか、ご教示ください。
- ⑧ 本公開買付届出書では、「ゴールドマン・サックス証券株式会社やマネックスグループ株式会社など、社外取締役の出身母体に偏りがあるように見受けられる」と取締役会の構成についての問題点を指摘しつつも、SBIHDらが内諾を得たとされる取締役候補者3名は、その2名

が SBIHD 出身となっています。これはご自身が批判される「出身母体に偏り」そのものではないのでしょうか。

- ⑨ 本公開買付届出書では、「対象者の役員の全部又は一部を変更し、最適な役員体制を実現することを可能にする議決権を確保すること」を SBIHD らの目的として掲げられていますが、当行の役員は、2021 年 6 月 23 日開催の当行の定時株主総会において、賛成割合にしていずれも 73%以上の支持（SBIHD を除くと、賛成割合は 94%以上の支持）を頂戴しており、2/3 を優に超えるご支持を頂戴しております。そのような中、公開買付けを実施し、大量の当行株式の買い集めをされた後、「対象者の役員の全部又は一部を変更するために対象者の臨時株主総会の招集請求を行う」ことは、本公開買付けの開始日からわずか約 80 日前の 2021 年 6 月 23 日開催の当行の定時株主総会において示された株主意思を無視していることに等しいことは明らかです。SBIHD の分析をご教示ください。
- ⑩ 本公開買付届出書では、「SBIHD らは、対象者の意思決定の適切性や機動性が欠如している一因は、取締役会メンバーの中には、ゴールドマン・サックス証券株式会社やマネックスグループ株式会社など、社外取締役の出身母体に偏りがあるように見受けられる面もあるなどの対象者の役員体制にあるものと考えておりますが、自発的に役員体制を見直し、ガバナンス機能の回復に努めることを対象者に期待することは難しい状況にあると考えております」と記載をしているところ、ゴールドマン・サックス証券株式会社やマネックスグループ株式会社の出身者の方であれば、「意思決定の適正性や機動性が欠如する」・「ガバナンス機能に問題がある」と読める、極端に事実を歪曲化し、意図的にバイアスをかけた記載が複数箇所においてあります。このような記載を含む書類を TDnet や EDINET に提出することで、（本公開買付けの当事者ですらない）ゴールドマン・サックス証券株式会社やマネックスグループ株式会社のレピュテーション等に対する悪影響が生じないかといった点のご検討はなされなかったのでしょうか。検討過程を詳細にご教示いただき、本公開買付届出書の関連する箇所の文章を訂正することを含めご検討ください。
- ⑪ 本公開買付け後において、当行グループのガバナンス体制について変更を予定されていまして、その内容をご教示ください。
- ⑫ 本公開買付届出書では、2019 年 11 月中旬に、当行の取締役が「大株主の出現により現在の経営体制が変更されることを単に回避したいのではないかと認識しうる対応」をしたと記載されています。当行は、ご提案の資本・業務提携の問題点につき、当行にとってデメリットがメリットを上回る旨を丁重にご説明し、かつその結論について「違和感ない」と仰っていただいた上で、まずは事業上の連携を検討していく旨、双方合意しました。それは別途開示した事実経緯に関するプレスリリースの通りです。こうした事実には照らせば、当時当行の取締役が保身を図ったと貴社が認識される理由はない（当行の取締役が保身を図りたいのであれば、むしろメリットのない提携でも推進するほうが合理的であるから。）と当行は考えますが、それにもかかわらず、当行の取締役が「大株主の出現により現在の経営体制が変更されることを単に回避したいのではないかと認識しうる対応」をとったと貴社が認識されたのであれば、その根拠をご教示ください。

- ⑬ 本公開買付け後において、公開買付者が現時点で想定されている当行の事業計画、財務・資金計画、投資計画、資本政策・配当政策等があれば、その内容を具体的にご説明ください。
- ⑭ 本公開買付け後であるかを問わず、今後、当行グループについて、増資・減資、合併、事業譲渡・譲受け、株式交付、株式交換・株式移転、会社分割その他これらに類する行為、重要な財産の処分若しくは取得等の取引に関する提案、助言又は影響力の行使（株式買取請求権の行使を含みます。）を行う可能性があるかどうか、ある場合はその具体的内容についてご教示ください。
- ⑮ 役員及び従業員等の処遇の計画があれば、その内容をお示しください。
- ⑯ 本公開買付け届出書に記載された事項以外に、経営体制の変更の計画があれば、その内容をお示しください。

<公開買付者の回答>

- ① 本公開買付けの守秘性の観点から、本公開買付けの公表・開始前には対象者の社外取締役候補者となりうる人物との十分な接触を行っていないため、現時点において役員体制変更後における独立社外取締役の具体的候補者を挙げることはできませんが、ガバナンス体制強化の観点から独立社外取締役が取締役総数の過半数となる体制とする考えです。また、前述のとおり、SBIHDグループと関係の深い役員はSBIHDグループと対象者との間の取引について対象者内の意思決定に関与しないなど、SBIHDグループとの十分な利益相反管理体制を敷くことで対応することを想定している他、本公開買付けにより対象者がSBIHDの連結子会社となった場合には、SBIHDグループと対象者との取引に関しては、対象者において独立した委員からなる特別委員会を設け、同委員会において事前の審査及び事後のモニタリングを行うことで利益相反管理体制に遺漏無きを期す予定です。改訂コーポレートガバナンス・コード補充原則4-8③においても、独立社外取締役の確保の代替案として、「支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会」が示されており、独立社外取締役の割合が過半数の水準に維持されることに加え、特別委員会も併せて置かれることになることに鑑みると、現状に比してガバナンスが弱まるとの懸念は何ら存しないものと考えております。
- ② 業務執行取締役（社内取締役）を増やすべきという考えは特段ありませんが、対象者の持続的成長と企業価値の最大化の観点から、対象者のステークホルダーの意向も踏まえながら、独立社外取締役の過半数を維持しつつ、業務執行取締役（社内取締役）を若干名の増員を行うことはありうるものと考えております。
- ③ 上記①の回答のとおり、本公開買付けの守秘性の観点から、本公開買付けの公表・開始前には対象者の社外取締役候補者となりうる人物との十分な接触を行っていないため、現時点においては役員体制変更後における独立社外取締役の具体的候補者を挙げることはできませんが、ガバナンス体制強化の観点から独立社外取締役が取締役総数の過半数となる体制とする考えです。なお、社外取締役が過半数とならない場合には、独立社外取締役が多数を占める

任意の指名委員会及び報酬委員会の維持・採用を促すことも、理論上は、対象者の独立性や少数株主の皆様の利益保護の観点から一案と考えておりますが、上記の方針のとおりですので、ガバナンス体制に関する懸念はないものと考えております。また、前述のとおり、SBIHDグループと関係の深い役員はSBIHDグループと対象者との間の取引について対象者内の意思決定に関与しないなど、SBIHDグループとの十分な利益相反管理体制を敷くことで対応することを想定している他、本公開買付けにより対象者がSBIHDの連結子会社となった場合には、SBIHDグループと対象者との間の取引に関しては、対象者において独立した委員からなる特別委員会を設け、同委員会において事前の審査及び事後のモニタリングを行うことで利益相反管理体制に遺漏無きを期す予定です。

- ④ 前述のとおり、SBIHDグループと関係の深い役員はSBIHDグループと対象者との間の取引について対象者内の意思決定に関与しないなど、SBIHDグループとの十分な利益相反管理体制を敷くことで対応することを想定している他、本公開買付けにより対象者がSBIHDの連結子会社となった場合には、SBIHDグループと対象者との間の取引に関しては、対象者において独立した委員からなる特別委員会を設け、同委員会において事前の審査及び事後のモニタリングを行うことで利益相反管理体制に遺漏無きを期す予定です。このような徹底した利益相反体制を敷くことを前提とすれば、市場価格の存在しない取引についても、対象者の少数株主の利益に適うものを選定し、市場規律に基づき取引条件を適切に決定することは十分に可能であると存じます。
- ⑤ 本公開買付け届出書に記載の役員以外については引き続き検討を進めて参ります。
- ⑥ 本公開買付け届出書に記載のとおり、川島克哉氏はグループの金融サービス事業の中核を担うSBI証券や住信SBIネット銀行株式会社などで重要な役職を歴任しており、SBIHDの代表取締役副社長を務めております。
五味廣文氏は複数の会社の社外役員を務めている他、SBIHDの元社外取締役（2019年6月退任）、経営諮問委員会の経営諮問委員（非常勤）です。
また、畑尾勝巳氏は現在SBIHDの子会社でロシアの商業銀行であるSBI Bankの取締役会会長を務めております。
なお、当該3名が対象者の取締役となる場合には、SBIHDグループ側の取締役又は経営諮問委員の職務から退く予定です。
- ⑦ 特定の出身母体に偏っていることは現経営体制に限ったことではなく、工藤英之氏が代表取締役社長に就任してから本日までに社外取締役として在籍した実績のある計8名のうち、現任の榎原純氏、村山利栄氏及び2019年8月退任のJ. クリストファー フラワーズ氏の3名がゴールドマン・サックス証券株式会社（グループ会社含む）、現任の榎原純氏及び2020年6月退任の川本裕子氏の2名がマネックスグループ株式会社と、計4名の方がゴールドマン・サックス証券株式会社またはマネックスグループ株式会社との関係を有しております。このように社外取締役が特定の出身母体に偏っていることで、公正かつ活発な議論が期待できず、中立性も損なわれると思われるため、経営及びガバナンスの両面から問題と考えております。

- ⑧ 本公開買付届出書に記載のとおり、本公開買付け成立後、対象者株式の所有割合が48%となった場合、対象者はSBIHDの連結子会社となる予定です。このため、グループガバナンスの観点より、本公開買付け成立後の当初の体制に関して業務執行取締役候補者としてSBIHDグループ出身者2名を推薦しているものです。なお、本公開買付け成立後に安定的な経営体制が確立された場合には、業務執行取締役としてSBIHDグループ出身者を2名選任することが常に必要であると考えているものではなく、業務執行取締役の員数も含め、対象者の持続的成長と企業価値の最大化の観点を踏まえて検討すべきと考えております。また、前述のとおり、SBIHDグループと関係の深い役員はSBIHDグループと対象者との間の取引について対象者内の意思決定に関与しないなど、SBIHDグループとの十分な利益相反管理体制を敷くことで対応することを想定している他、本公開買付けにより対象者がSBIHDの連結子会社となった場合には、SBIHDグループと対象者との間の取引に関しては、対象者において独立した委員からなる特別委員会を設け、同委員会において事前の審査及び事後のモニタリングを行うことで利益相反管理体制に遺漏無きを期す予定です。
- ⑨ 本公開買付届出書に記載の、SBIHDらが対象者において役員の全部又は一部を変更し、最適な役員体制を実現することが必要と考える理由をご覧いただいた上で対象者株主の皆様に対象者役員の変更の要否をご判断いただきたいと考えており、決して対象者株主意思を無視する意図はありません。
- ⑩ 本公開買付届出書には、事実のみを記載しており、「事実を歪曲化」「意図的にバイアスをかけた」とのご指摘は大変遺憾であります。SBIHDらとしては、現在の対象者の役員体制には意思決定の適切性や機動性が欠如しているものと引き続き判断しており、最適な役員体制の実現を引き続き求めてまいります。ゴールドマン・サックス証券株式会社やマネックスグループ株式会社を批判する内容・意図では当然なく、全く合理的でないご指摘と考えております。本公開買付届出書を訂正する必要はないと考えております。
- ⑪ 本公開買付届出書に記載のとおり、守秘性の観点から、本公開買付けの公表・開始前には対象者の社外取締役候補者となりうる人物との十分な接触を行っていないため、現時点においては独立社外取締役の具体的な候補者を挙げることはできませんが、ガバナンス体制強化の観点から独立社外取締役が取締役総数の過半数となる体制とする考えです。また、SBIHDグループと関係の深い役員はSBIHDグループと対象者との間の取引について対象者内の意思決定に関与しないなど、SBIHDグループとの十分な利益相反管理体制を敷くことで対応することを想定している他、本公開買付けにより対象者がSBIHDの連結子会社となった場合には、SBIHDグループと対象者との間の取引に関しては、対象者において独立した委員からなる特別委員会を設け、同委員会において事前の審査及び事後のモニタリングを行うことで利益相反管理体制に遺漏無きを期す予定です。
- ⑫ 本公開買付届出書に記載のとおり、2019年9月のSBIHDからの資本・業務提携に関する提案に対しては、2019年11月に謝絶されているところ、その際に説明された謝絶の主たる理由は「SBIHDが大株主になることについて対象者の取締役会から反対意見が出て」いることにありました。かかる回答から、資本業務提携に関する内容如何にかかわらず、謝絶の本質的な背

景は、結局のところ大株主の出現により現在の経営体制が変更されることに対する抵抗感にあるものと理解いたしました。このような企業価値の向上を最優先としない経営姿勢は、主要株主の立場からも大変遺憾です。

- ⑬ 対象者が独立性をもってご判断いただくべき事項であり、SBIHDらは対象者の事業計画、財務・資金計画、投資計画、資本政策・配当政策等について判断する立場にはありませんので、回答は控えさせていただきます。なお、SBIHDグループとしては、対象者グループとSBIHDグループの経営資源を有機的に結合し両グループのシナジー効果を強力に働かせることによって、対象者の企業価値を回復・向上させることができるものと考えております。
- ⑭ 対象者が独立性をもってご判断いただくべき事項であり、SBIHDらは増資・減資、合併、事業譲渡・譲受け、株式交付、株式交換・株式移転、会社分割その他これらに類する行為、重要な財産の処分若しくは取得等について判断する立場にはありませんが、SBIHDらとしていずれについても想定しているものはございません。
- ⑮ 対象者の役員体制については、対象者において役員の全部又は一部を変更し、最適な役員体制を実現することが必要と考えており、本年6月の定時株主総会においてSBIHDが再任に反対の議決権を行使した取締役については引き続き再任に反対という方針に変わりはありません。従業員については、対象者が独立性をもってご判断いただくべき事項であると考えておりますが、本公開買付届出書に記載のとおり、金融業においては人材こそが価値の源泉であり、特に対象者においては、専門性の高い分野において優秀な人材を多数抱えていることから、これらの従業員の皆様含め全ての従業員の皆様の雇用を守ることは当然ながら、提携に伴う業務拡大において必要不可欠な存在であると考えており、SBIHDらとしては更なる活躍の場を提供させていただきたいと考えております。
- ⑯ 本公開買付届出書に記載された事項以外に、計画しているものはございません。なお、上記①の回答のとおり、SBIHDグループと対象者との取引に関しては、対象者において独立した委員からなる特別委員会を設け、同委員会において事前の審査及び事後のモニタリングを行うことで利益相反管理体制に遺漏無きを期すこととしたいと考えております。

(2) 公的資金返済

<対象者からの質問>

- ① 本公開買付届出書によれば、SBIHDらは公的資金の返済に関して「明確な水準は把握していない」とのことですが、国会答弁（第147回国会、参議院、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会第9号平成12年5月15日の議事録より、谷垣禎一金融再生担当大臣（当時）、森昭治金融再生委員会事務局長（当時）の答弁）及び会計検査院の平成19年度決算検査報告における内容を前提とすると、要返済額水準は約3,490億円と考えられます。SBIHDらは、その水準の額の返済は予定されていないということでしょうか。
- ② 「内部的に具体的な返済方針は未定」とのことですが、2021年9月16日の日経電子版によれば、北尾吉孝氏が「うちのリソース（経営資源）を入れて公的資金を返すために全力をあ

げる。うちがかかわるからには企業価値の上昇に全力投球する」と強調したとのことであり、また、「銀行が金（公的資金）を返すのは当たり前だ」とも語ったとのこと。株価が上記①の水準に到達しない場合でも、何らかの方法で、公的資金の返済が可能であるとお考えでしょうか。当行に注入された公的資金は現在普通株式の形となっていますが、その方法は株主平等の原則を踏まえ、他の普通株主との平等な取扱いを前提にしたものでしょうか。お考えになっているスキームがあればご教示ください（下註参照）。

- ③ 普通株式となっている公的資金を返済するのに、仮に2021年9月16日付「SBI地銀ホールディングスによる当行株式の公開買付けまでの経緯に関する当行の認識」に示されたような何らかの手法により、現株価より高い水準での返済を企図すると、SBIHDにも、自己の株主への説明責任が生じると考えます。上場企業が大株主となることにより、公的資金返済は著しく困難化することはないでしょうか。お考えをお示しください。

註：

- 現在当行は8,387億円の普通株式等Tier1資本を有しており、また、平年で500億円程度の連結利益を上げています。従って、上記要返済額を長くかけずに返済する相応の資本的余裕は有していると言えます。
- 公的資金は、国が当行の優先株式を引き受ける形で注入されましたが、当該優先株式には普通株式への転換条項が付されていました。その後転換期限を迎え、優先株式は普通株式へ転換され、現在国は46,912千株（2021年3月末時点の議決権比率21.79%）の普通株主となっています。公的資金の要返還額は約3,490億円とされますが、この46,912千株の普通株式の価値総額が約3,490億円となるのは一株あたり価値が約7,450円となったときです。
- 公的資金返済上のハードルは、優先株式とは異なり、普通株式には「株主平等原則」があり、全ての普通株主を平等に扱わなければならないことにあります。優先株式のままであれば、優先株式だけを買戻すことにより国に対して約3,490億円を返済すればよいはずのところ、普通株式に転換された結果、21.79%の国の持分価値を約3,490億円にするためには、他の全ての普通株主の一株あたり価値を同様に上げる必要が生じ、実質的には公的資金返済のために必要な株主資本の額が膨れ上がった（合計約1.6兆円）ことにあります。これが公的資金返済問題の本質であり、約3,490億円を返済する原資がないということではありません。
- しばしば、ウルトラC的な「公的資金返済スキーム」がないのかということが問われます。しかしながら、前述の株主平等原則から、公的資金返済につながるアクションを行う場合には、株主全体へ公正に開示を行うこと及び国以外の少数株主も平等に取り扱うことが必要となるのです。

<公開買付者の回答>

- ① 公的資金の返済については、政府の「確保目標額」を出発点とする考え方や公的資金注入額を出発点とする考え方など様々な算出方法が議論され報道されていることは承知している他、対象者の主要株主として、高い関心を有しております。他方、公的資金の返済を行うのは対

対象者の主要株主ではなく、あくまでも対象者自体ですので、本公開買付け成立後に新たに選任される経営陣が改めて当局と公的資金の返済について議論しなければならないものと考えております。その上で、対象者を連結子会社としようとする者の意見として申し上げますと、(i)国から投入された公的資金は普通株に転換されているので、その取扱いは、株主平等原則など会社法等の定める枠組みに沿って適正に行われなければなりません。

(ii)過去の国家答弁で言及された金額の公的資金の返済を行うには、低迷している対象者の収益力を大幅に改善させ、内部留保を大きく積み上げ、市場の評価をより一層高めて行くことが必要であると考えております。現在のような低迷する収益力の下では抜本的な対策を採らない限り公的資金返済の道筋が立たないことは明白であり、現に、対象者は2006年以降今日に至るまで、一切の公的資金の返済を行っておりません。

(iii)本公開買付けによりSBIHDの連結子会社となった場合は、その顧客基盤の活用、SBIHDグループ各社のみならず、SBIHDグループ各社が提携する金融法人、事業法人、スタートアップ企業等とのネットワークを活用することにより収益力を大きく拡大し、公的資金返済の現実的な道筋をつけることができると考えております。なお、この点は、SBIHDグループ各社との取引を独立企業間のものと同じにすること、すなわち利益相反に懸念のないアームズ・レンダス・ルールの原則下で取引を行うことを当然の前提にしてのものであります。

- ② 対象者及びその大株主である預金保険機構及び整理回収機構と協議できていない段階のため具体的なコメントは差し控えていただきますが、対象者との事業上の連携によるシナジー効果を発揮することにより対象者の企業価値を高めることが公的資金の返済に向けた本質的なアプローチであると考えております。
- ③ 対象者及びその大株主である預金保険機構及び整理回収機構と協議できていない段階のため具体的なコメントは差し控えていただきますが、対象者の企業価値を高めることが公的資金の返済に向けた本質的なアプローチであると考えているところ、かかる企業価値向上によってSBIHDらの保有する対象者株式の価値も上昇するため、SBIHD株主に対する説明責任が生じるような場面は想定しておりません。

(3) 事業上の連携

事業上の連携に関しては、以下の問題意識に基づいた質問をさせていただきます。

- (i) 顧客ニーズは顧客セグメント毎に大きく異なるが、当行とSBIHDらの各事業の顧客セグメントは真に補完的か（例えば、資産形成層の資産運用ニーズや、資産運用顧客の消費者ローンのニーズは限定的である）。さもなくば、SBIHDらの顧客基盤は、当行グループが強みを持つ各事業の対象顧客とはなり難く、クロスセルや送客による収益貢献は限定的となる。よって当行少数株主にとってのメリットは大きくない。極端なたとえをすれば、「南極で氷を売る」ようなことにならないか。
- (ii) 上記の点は2019年9月における資本・事業提携提案（9月16日付「SBI地銀ホールディングスによる当行株式の公開買付けまでの経緯に関する当行の認識」参照）に際して、SBIHDに対して伝達しているが、本公開買付け届出書に記載されているシナジー効果は、2019年9月当時の提案と比べて改善があるか。

- (iii) 本公開買付届出書によれば、SBIHDらは、「対象者グループの主力事業である事業分野を高く評価」されているとのことだが、所有割合48%を上限とする場合、SBIHDらも認めているように、機関銀行化を避ける、また当行少数株主の利益を保護する観点から、SBIHDと当行との間の利益相反取引の排除及びアームズ・レングス・ルールの徹底が必要となる（それは約20%の持分比率の現状と同様である）。アームズ・レングスを確保し、利益相反を排除した上で、当行少数株主にとってメリットのある取引がSBIHDらとの間でどの程度可能であり（例えば、当行が関連会社であるが故に優遇レートを適用したり、SBIHDらがアレンジャーとなる案件で融資を供与することは難しいのではないかと、当行少数株主はどの程度のメリット（単なる送客数といったKPI的なもののみならず、収益面で）を得られるか。
- (iv) 優越的地位の濫用を排除した上で、当行顧客をSBIHDらに送客することがどの程度可能であり、当行少数株主はどの程度のメリット（同上）を得られるか。
- (v) 以上を総合的に踏まえると、本公開買付けは、SBIHDらのメリットはあっても、当行少数株主にとってのメリットはデメリットを下回らないか。

<公開買付者コメント>

特別委員会の設置を含めた厳格な利益相反管理により、万一にも機関銀行化といった事態の発生することのない体制とすること及び取引条件のアームズ・レングスは当然の前提といたしますが、SBIHDグループとのシナジーによって、対象者にとって事業展開を質的に発展させることは、こうした前提と何ら矛盾抵触するものではないと考えます。徹底した利益相反管理体制を採用し、対象者グループとの間の取引について厳格な手続きを採ることは、対象者にとっての利益拡大ひいては少数株主の利益拡大に資することはあってもこれを減殺するものではないと考えております。

① 地域金融機関との取引

<対象者からの質問>

SBIHDらの系列となることで、出資先地銀以外の地域金融機関との取引に悪影響が生じ得ないでしょうか。お考えをお示してください。

<公開買付者の回答>

対象者グループとSBIHDグループのプラットフォームがシナジー効果を生む形で有機的に結びつくことによって顧客にとってのサービス向上に繋がり、悪影響を及ぼすとは考えておりません。

② リテール口座と証券分野

<対象者からの質問>

- i. 提示されているような利便性の向上は、マネックス証券株式会社との提携により実現されると考えています。上記のとおり、証券業務に関する提携の提案については、株式会社SBI証券よりもマネックス証券株式会社の提案の方が、優れていたと当行は考えました。当行の株主

にとって、株式会社SBI証券との連携に、マネックス証券株式会社との提携よりもメリットがあるとお考えになる具体的根拠をお示してください。

- ii. 株式会社SBI証券は、既に住信SBIネット銀行株式会社と預金連携がなされていると認識しています。このような中、SBIHDグループの顧客に対して、どのような動機付けを行い、どの程度の当行への送客及び収益増を期待できるかご教示ください。
- iii. 上記iiに関連して、この分野について連携先を当行のみに変更していただけるお考えがあるのか、ご教示ください。
- iv. 当行を子会社した場合、住信SBIネット銀行株式会社との事業上の重複や利益相反をどのように解決するお考えでしょうか。
- v. 当行はリテール顧客のセグメント毎に戦略を有しており、リテール口座の増加のみでは必ずしも利益水準の増加に繋がらないと考えております。リテール顧客の増加が収益強化に繋がると考えられている具体的な根拠をお示してください。

<公開買付者の回答>

- i. マネックス証券においては、銀行との同時口座開設や、預金連携をしている実績はありません。

また、マネックス証券ではインターネットでの金融商品仲介業の提携実績はいくつかありますが、対面での金融商品仲介業の提携実績には乏しいと考えております。また、直近1年間の証券口座の純増加数の比較では、マネックス証券はSBI証券の10分の1以下しかないこと（SBI証券：911,448口座※1、マネックス証券80,732口座※2）から、口座の増減については投入した広告費等の要素に左右される点があることを勘案した場合でも、SBI証券の方が証券口座を利用する顧客からより支持を受けているものと考えております。

さらには、SBI証券は、銀行との同時口座開設や預金連携を行っている実績・ノウハウを有しております。

マネックス証券からの提案と比較した場合には、実際に他行との預金連携等の提携の実績とノウハウがあること、送客できる顧客基盤の大きさ（SBI証券 6,794,028口座※3、マネックス証券 1,937,108口座※4）、上記2(1)②の回答で述べた投資信託・債券事業の譲受実績及び上記2(1)③の回答で述べたリテール顧客へのサービスの優位性から、SBI証券との業務提携の方が対象者並びに対象者の顧客及び株主にとってメリットがあることは明らかであると考えます。

また、対象者とマネックス証券との提携においては、株式会社野村総合研究所（以下「野村総合研究所」といいます。）が提供している投信窓販システムで管理している対象者の口座情報等を、マネックス証券のバックシステムにデータ移管することになると考えておりますが、野村総合研究所のシステムから、他社システムへ投資信託・債券の移管を行うことについては非常に難易度の高いプロジェクトになると考えておりました。事実、対象者でも実際の口座移管においては、基本合意の締結から約1年間の移行期間を設けております。一方で、SBI

証券が他行にて投資信託・債券の移管を行った事例の1つでは、野村総合研究所の投信窓販システムから、同社が提供しているSTAR-OTへの移管を行っております。同じシステムベンダーのシステム間の移管であっても、大変な労力を要するプロジェクトではあったものの、2020年1月の基本合意締結から同年5月に移管を完了しており、対象者との規模の違いはあるものの約4ヵ月間という短い期間で大過なく移管を終えております。データ移管実績の有無のみならず、採用するシステムベンダーを考慮に入れた場合でも、SBI証券を業務提携先として選定することが、対象者の顧客にとってリスクが少ない点についても対象者並びに対象者の顧客及び株主にとってメリットがあると考えております。

※1…SBI証券が公表した「2021年3月期業務及び財産の状況に関する説明書」より

※2…マネックスグループ株式会社が公表した「データ集2021年3月期決算」の日本セグメントにおける2020年3月期末時点及び2021年3月期末時点での総口座数の差異

※3…※1に同じ

※4…マネックスグループ株式会社が「データ集2021年3月期決算」で公表した2021年3月期末時点での総口座数

- ii. SBIHDの主要な子会社であるSBI証券においては上記 i の回答のとおり2021年3月末時点で約680万口座を抱えており、一定の顧客基盤を有しております。対象者と住信SBIネット銀行株式会社においては、それぞれ強みとする分野に違いがあり、SBI証券の顧客の属性やニーズに応じて複数の選択肢を提示する中で、対象者への送客も十分に実現しようと考えておりますが、事前にデュエリジェンスを実施できていないことから、詳細については本公開買付け成立後に対象者と協議を実施する予定です。
- iii. 現状では、対象者のみに変更する予定はございません。顧客利便性の向上を目的として、様々な金融機関との連携を推進していく予定です。
- iv. 銀行業務の公共性を踏まえて、十分な利益相反管理体制を敷き、業務の独立性を確保することは当然の前提と考えておりますので、ご懸念には及ばないものと考えられます。なお、業務面においても、実店舗を持つ対象者とインターネット専門銀行である住信SBIネット銀行株式会社は、事業形態の違いがあり、また大分類としては同じカテゴリーに入る商品であってもそのアプローチや商品性に違いがあると認識しておりますので、対象者がSBIHDの連結子会社となった場合においても顧客の幅広いニーズに対応できるようになることはあっても、双方の銀行で業務上のバッティングがそれ程起こるかについては疑問のありうるところであろうとは考えております。いずれにいたしましても十分な利益相反管理体制を敷いてまいりますので、対象者の健全な事業機会に悪影響が及ぶことは考え難いところであります。
- v. 対象者のリテール口座数増加のみならず、対象者においても、窓口での投信窓販のみを提供しているところ、SBI証券との金融商品仲介業の提携によって、販売できる商品等が増え、対象者の顧客に対して幅広い提案を行うことができるようになり、収益強化につながると考えております。また、対象者子会社が組成した仕組債や投資信託等をSBIHDグループのリテール顧客へ販売することも、SBI証券からの提案に含めておりますが、そのような取り組みからも収益強化に貢献できると考えております。

③ 小口ファイナンス

<対象者からの質問>

- i. 当行もかつてFX取引に関するサービスを提供していましたが、コンシューマーファイナンスの顧客層との重なりは大きくありませんでした。この分野について当行への大規模な送客が可能とお考えになる具体的根拠（顧客の分析など）をお示してください。
- ii. 株式会社SBI証券の若年層顧客に、当行グループのクレジットカード・プリペイドなどのクロスセルを行うことは、様々なパートナーと既に行っている業務提携と同じであり、株式会社SBI証券の独自顧客は想定しづらく、顧客基盤は、これらのパートナーの方々の顧客基盤と多くは重複していると思われます。送客及び収益増に関して想定されている規模をお示してください。
- iii. ビッグデータの活用は当行も注力しているところですが、SBIHDグループの保有されるデータ（行動分析等）が、当行の与信判断やマーケティングに活用できると考えられる具体的な根拠及び想定される与信費用低下率をご教示ください。
- iv. SBIHDグループで活用を考えられている当行グループのデータがどのようなものかお示ください。

<公開買付者の回答>

- i. 利益相反管理及び取引条件の公正性を前提として、大手証券会社にも行われている株券等を担保に貸し出しを行うこと、株券担保ローンでの協業や、対象者と株式会社NTTドコモが行っているドコモユーザーに対する貸付に関するサービスと同様のサービスをSBIHDグループの顧客に対して開発提供すること、等を通じて、相応のクロスセル効果、シナジー効果を発揮できると考えております。
また、念のため記載させていただきますが、株取引や、FX取引を行うSBIHDグループ顧客について、対象者グループのコンシューマー・ファイナンスの事業に対して当該顧客の資金余力を超えた取引が生じないよう、顧客保護の観点等から対処する想定であります。
- ii. SBI証券は既にTポイントプログラムを導入しており、Tポイントとの連携をしております。一方で株式会社アプラスが一番多く発行しているクレジットカードは、Tポイントプログラム運営会社である株式会社Tポイント・ジャパンと同一グループ内のCCCマーケティング株式会社との提携カードであると理解しております。上述のことから両社は非常に親和性が高い関係にあると考えております。また、SBI証券は、資産形成を目指す顧客層の決済の便宜に資するものとして、2021年6月からクレジットカードで投資信託を積立購入することが可能なサービスを提供しておりますが、当該サービスの開始に伴い、提携カード会社のクレジットカードを募集しておりますが、約半年間で数万件の送客を実現しております。このようなクレジットカードを利用した投資信託の積立購入については、クレジットカードを日常的な決済のために利用する顧客層のみならず、資産形成を目指す顧客層にアプローチできるという点で既存の顧客層とも重複は少ないと考えられ、またTポイントとの連携という親和性もあり、株

式会社アプラスにおけるクレジットカード顧客及びその利用の拡大に資すると考えております。

- iii. SBIHD グループにおけるビッグデータの取り組みは、2012 年よりグループ戦略として実施しており、専門部署がデジタルマーケティングを統合的に推進し、業務での AI 活用を実践してまいりました。具体的には、グループ各社にビッグデータ担当を配置し、自走化したビッグデータの取り組みをグループ各社で推進しております。

結果として、グループにおける顧客基盤は成長し続け 2014 年から 2021 年で当初の約 2 倍の約 3,000 万顧客を超える水準となっております。SBIHD グループでは、様々な統合的なビッグデータの取り組みを行っているため、対象者グループにおけるマーケティングにおいて大いに有益と考えます。

与信関連業務については、SBIHD グループのデータサイエンティストが SBIHD グループにおいて機械学習・AI を活用し改善事例を多く有するだけでなく、既に複数の地域金融機関との間で AI 活用により、業務効率化と売上高向上への成果が出てきておりますため、対象者グループにおいても業務の効率化を通じて与信関連業務の効率化を促進できるものと考えております。

- iv. SBIHDグループにおいては、内部データである行動履歴、属性データ、取引データ等のビッグデータに、外部のオープンデータ等を積極的に取り込んだ発展的なデータを“Bigger Data”と定義して、これに実践的なデータサイエンスを適応することで、最適なサービスを最適なタイミングで提供する仕組みを構築しております。

加えて、SBIHDグループでは複数のビッグデータ・AIの有力な事業者と共に、Fintech分野における競争力のあるAI/データ活用を実践しています。

法令遵守を前提とし、個人情報保護などの観点について十分な配慮を行いつつ、SBIHDグループのBigger Dataと対象者グループの顧客データベースを有機的かつ双方向的に連携させ、最先端テクノロジーを取り込むことにより、対象者グループの個人及び事業者のお客様に対してより効率的なサービス提供を実現させる事に加え、SBIHDグループでも実践しているオープンアライアンスによる外部パートナーとの価値共創を推進できると考えます。また、将来的に、顧客の同意を得るなどした上で、金融取引データの連携により、より大きなBigger Dataが実現することにより、両グループが顧客に提供する価値は更に大きくなる可能性を有していると考えております

④ ストラクチャードファイナンス

<対象者からの質問>

提示されているような、地域金融機関へのディストリビューションは、既に当行も広範に行っており、約 9 割の地方銀行と取引実績があります。また、プロジェクトファイナンスや不動産ノンリコースファイナンスは、「営業力で販売」するようなパッケージ商品ではなく、顧客自身の高度なリスク判断が必要であり、個別に丁寧な説明が求められます。そのため、この分野は、大手の地方銀行が主たる顧客となり、SBIHD グループの顧客基盤とは異なると当行は考えています。当行の認識を踏まえて、SBIHD グループは、この分野において、どのよう

な貢献ができるのか、想定される実行額・収益増も含め、具体的に教示ください。

<公開買付者の回答>

対象者のご説明では、大手の地方銀行が主たる顧客とのことですが、対象者のストラクチャーファイナンスは、不動産、太陽光、バイオマス、海底送電線、風力発電、上場インフラ法人、地熱発電、船舶、ヘルスケアといった多様な資産を対象としており、相応のノウハウを保有しているものと推察いたしますので、顧客属性を大手の地方銀行に限定することなく、顧客ニーズに応じて商品性をカスタマイズし提案できるものと考えております。そのため、SBIHDグループの取引先を含む顧客基盤やSBIHDグループの資本業務提携・業務提携先である地域金融機関とのネットワークを有効活用できるものと考えております。

⑤ プリンシパル・トランザクション

<対象者からの質問>

- i. 当行は、現在でも、良好なリスクリターンの見込める投資機会の連携は、積極的に追求しており、良い案件があれば、SBIHDグループも含めて、連携を前向きに考えております。しかしながら、そのような案件は限定的であると当行は理解しています。また、当行は既に地域金融機関と広範な取引を行っております。この点につきまして、SBIHDグループが提携している地方金融機関「以外」の先との共同投資の金額・件数をご教示ください。
- ii. 当行グループへ共有可能なノウハウの例をご教示ください。

<公開買付者の回答>

- i. 守秘義務があるため、詳細な数値は回答を差し控えさせていただきますが、SBIHDグループの資本業務提携先以外の地域金融機関30社以上と共同で投資している実績を有しております。
- ii. 例えば、投資先の発掘力、フルハンズオン型支援体制の構築が挙げられます。SBIインベストメント株式会社における2021年3月期のディールソーシング実績はソーシング2,350社、デュエディリジェンス415社、投資実行78社と幅広くソーシング（事業会社と共同で設立したコーポレートベンチャーキャピタルファンドを含む）を行っており、成長分野への投資ノウハウや投資先業の事業ステージに応じた戦略立案、役員派遣、内部管理体制の構築、海外進出支援等のフルハンズオン形式による積極的な支援を行っております。さらにSBIHDグループ内の独自の支援体制を構築しておりますので、連結子会社となった後は対象者に対してもノウハウを提供できるものと考えております。

⑥ 市場営業・トレジャーリー

<対象者からの質問>

現状でも、複数のカウンターパーティの中から最良価格で執行することを原則としています。市場で観測されるビッドオファーと比較して、どの程度有利となるか、通貨ごとにお示しください。

<公開買付者の回答>

具体的な数値に関しては営業機密にも関係するため回答を差し控えさせていただきますが、SBIHDの子会社でグループ為替事業を統括するSBI リクイディティ・マーケット株式会社は、欧米・国内の主要金融機関31社のカウンターパーティを有しており、SBI証券、SBI FXトレード株式会社等のリテール顧客向けFX（※）のほか、グループ内の実需（外貨調達、オプション・デリバティブを用いた運用、ヘッジ等）やファンド、国内外金融機関（地域金融機関等を含む）などからの多様な為替フローを取り扱っております。その規模は年間外国為替総取引金額（2020年度）で10兆ドルを超えるまでになっており、その豊富な取引流動性をもとに対象者の外国為替取引においてもコスト抑制を含めた様々な提案が可能と考えております。

※ドル円スプレッドで0.2銭等、業界最狭水準スプレッドを提供

⑦ リース事業

<対象者からの質問>

- i. 「ストラクチャードファイナンス」と同様、この分野においては、SBIHDグループの顧客基盤は、対象顧客となりにくいと当行は考えています。これを踏まえて、SBIHDのお考えを具体的にご教示ください。
- ii. SBIHDグループの取引先や資本業務提携・業務提携先の金融機関の取引先へのリース関連商品を提供することですが、優越的地位の濫用とならないよう慎重にこれを行う必要があります。また、アームズ・レングスでの取引となる以上、際立った効果は期待できないと考えられます。この点についてのSBIHDらの考えを具体的にご教示ください。

<公開買付者の回答>

- i. 対象者の子会社である昭和リース株式会社は、大手総合リース会社との競合が比較的少ない中堅・中小企業を中心に営業活動を展開し、各メーカー・商社など幅広いサプライヤーと密接な関係を構築していることから相応の競争力がある会社と推察しており、SBIHDグループの取引先や資本業務提携・業務提携先の金融機関の取引先へ導入機会の提供はできるものと考えております。
- ii. 当然のことながら、優越的地位の濫用とならないよう慎重にリース関連商品の提供を行う必要があります。また、公正な条件での取引となる上での提供となりますが、上記iの回答のとおり、昭和リース株式会社は競争力がある会社と推察しておりますので、導入機会の提供を増やしていくことで、結果的に営業基盤の拡大に繋がるものと考えております。

⑧ 当行と既存取引先との関係

<対象者からの質問>

- i. 本公開買付届出書では、当行が証券業務分野における提携に関する株式会社SBI証券からの提

案を謝絶したことを理由の一つとして、「現経営陣と事業提携の協議をしても従前の議論からは発展は見込めない」と結論付けられています。しかし、当行の証券業務分野における提携は、3社の候補者からの提案をいただく入札形式を採用しており、株式会社SBI証券の提案が採用されなかったことは株式会社SBI証券の提案が最も競争力のある提案とは評価できなかったに過ぎません。ここで、SBIHDらは、本公開買付の目的として「事業上の提携関係の構築・強化」を掲げておりますが、本公開買付けの成立により、入札形式による最も競争力のある提案を採用した結果である、当行とマネックス証券株式会社との間の包括業務提携が実現できなくなるのではないのでしょうか。入札形式による最も競争力のある提案を採用できなくなることで生じる事業価値の向上への障害、当行の少数株主への影響についてどのような分析・評価をされたかご教示ください。なお、ご回答にあたっては、SBIHDが本公開買付届出書において、本公開買付け成立後の経営方針として、下記に抜粋するとおり、対象者とSBIHDグループとの間の重要な取引に関する利益相反管理体制等について言及をされていますが、「アームズ・レングス・ルールを原則とし、市場規律に基づき取引条件を適切に決定」しても、「入札形式による最も競争力のある提案の採用」に比べて、明らかに当行にとって契約条件で劣る事態が生じると当行が考えていることをご留意ください。

<本公開買付届出書の関連する記載の抜粋>

「対象者の業務面においては、対象者とSBIHDグループとの間の重要な取引の決定に際しては、当該取引が対象者の少数株主にとって不利益をもたらさないかについて3分の1以上の独立社外取締役を含む対象者の取締役会において慎重に審議・検討を行うとともに、アームズ・レングス・ルールを原則とし、市場規律に基づき取引条件を適切に決定するなど、SBIHDグループとの十分な利益相反管理体制を敷きつつ、対象者の金融機関としての業務の適切性及び財務の健全性を維持するために、SBIHDグループとの間の一定の金額基準以上の取引は事前協議事項として、SBIHDにおいてもその内容について適切にモニタリングできるような体制を整えることを考えております。なお、SBIHDグループの社内取締役又は従業員及び、それらの経歴を有する者などSBIHDグループと関係の深い役員については、SBIHDグループと対象者との間の取引についての対象者内での意思決定に関与しない予定です。」

- ii. 当行が結果的にマネックス証券株式会社を業務提携先として選んだ証券仲介業務の提携のような件に限らず、本公開買付け後、当行の取引先等について何かご提案をされることはありますでしょうか。該当するものがあれば、その内容をご教示ください。

<公開買付者の回答>

- i. 上記3(1)①の回答のとおり、SBIHDらでは、徹底した利益相反管理体制を敷くことを想定しており、本公開買付により対象者がSBIHDの連結子会社となったからといって、対象者経営陣が「入札」を適切と考えた場合に「入札」が排除されることは想定しておりません。単なる業務提携のような場合には、SBIHDグループが固有の価値を持つと考えているノウハウや顧客基盤などについて、SBIHDグループにおける競争力維持の観点から提供できない部分もございま

すが、対象者がSBIHDの連結子会社となれば、そうした制限が緩和され、より一層のシナジーの発揮が可能になるものと考えております。なお、これらはいくまで適切な利益相反管理体制やアームズ・レングス・ルール原則の下で行われ、対象者における独立した判断が行われる前提でなされるものです。

- ii. 現時点で対象者の取引先様に対して具体的に想定しているものはございませんが、本公開買付けの成立後に、対象者と協議の上、対象者の企業価値向上に資すると考えられる提案を検討させていただきます。

(4) 機関銀行化

<対象者からの質問>

- ① SBIHDの子会社であるSBIソーシャルレンディング株式会社は、関東財務局長より、2021年6月8日付で、金融商品取引法第52条第1項及び第51条の規定に基づき、業務停止命令及び業務改善命令を受けております。結果的に同社は廃業し同事業から撤退することですが、かかる業務停止命令及び業務改善命令を受け、SBIHDのグループ管理体制の観点から、どのような改善策が講じられる予定か、具体的にご説明ください。
- ② 上記①に関連して、SBIソーシャルレンディング株式会社の投資家には損失補填をされましたが、不正融資先であるテクノシステム株式会社からの資金の流れは解明されていないと認識しております。また、この件で、不祥事を起こした企業が公表する調査報告書の格付けを行う「第三者委員会報告書格付け委員会」は、第24回格付けにおいて、当該案件の第三者委員会報告書は、SBIソーシャルレンディング株式会社の親会社であるSBIホールディングス、ひいてはSBIHDグループ全体を率いる北尾吉孝氏の責任が抜け落ちていると批判しています。また、SBIソーシャルレンディング株式会社の代表者には早期の上場への強いプレッシャーがあったと報道されておりますが（月刊FACTAの2021年4月29日号外速報）、そのように上場を求めた親会社のグループガバナンスの観点の説明は提供されていないと理解しています。SBIHDらが当行の主要株主となった場合、同様の問題が起こらないかということは、当行の一般株主の関心事と思われ、グループガバナンスの観点からは、当行の一般株主の利益に大きく関連するものと思われ、つきましては、上記の点について、より詳しいご説明をお願いします。
- ③ 月刊FACTAの2021年9月号によれば、SBIHDらが資金提供をされている株式会社THEグローバル社へ、SBIHDらの出資先である地方銀行が社債引受け及び融資で「側面支援」されているとのこと。この「側面支援」も機関銀行化の観点から当行としては憂慮しております。出資先である地方銀行への圧力の有無、出資先である地方銀行におけるSBIHDらへの配慮の程度、特殊なインセンティブが出資先である地方銀行においてなかったか等について、詳しいご説明をお願いします。貴社が掲げる「第4のメガバンク」構想全体が、SBIHDらの傘下の銀行を機関銀行化したり、また利益相反取引によりSBIHDらから収奪されることが万が一にもないことを、当行少数株主は確信する必要があると考えております。

<公開買付者の回答>

- ① 本公開買付けと直接関係ない事項についてのコメントは差し控えさせていただきます。
また、下記②及び③の回答のとおり、より一層のリスク管理体制の強化を図っております。
- ② SBIHDグループではSBIソーシャルレンディング株式会社の事案を踏まえ、主に下記の点において内部管理体制の強化を図っております。

SBIHDグループでは、SBIソーシャルレンディング株式会社における問題の発生要因を分析して新たにリスク評価重点項目を抽出し、それらの項目と関連性を有する子会社との間でリスク要因を定期的に評価・分析し、その改善状況をモニタリングするための新たなリスク評価機関を立ち上げ、本年7月より運用を開始しております。

当該リスク評価機関におけるモニタリングの項目には、対象となる子会社における顧客資産の運用内容や運用体制の整備状況、対象となる子会社に対する内部監査での指摘事項への対応等も含まれます。

なお、このリスク評価機関におけるモニタリングの対象となる子会社群並びにリスク評価重点項目については、その時のSBIHDグループの状況や事業環境、社会情勢等を勘案し随時見直しを行う予定です。

- ③ 守秘義務があるため個別案件については回答を差し控えさせていただきますが、SBIHDグループは資本業務提携先の地域金融機関からのご依頼やSBIHDグループの営業活動の一環として、取引先をご紹介することがございます。もっとも、ご承知のとおり、融資取引は地域金融機関における審査手続きを経て独自の融資判断を行っておりますので、結果として、ご紹介した取引先が融資を希望されても融資契約に至らないケースもございます。当然ながら、SBIHDグループから資本業務提携先の地域金融機関に対して融資に向けた働き掛けを行うことは一切ございません。

なお、対象者とSBIHDグループとの間の重要な取引の決定に際しては、当該取引が対象者の少数株主にとって不利益をもたらさないかについて過半数の独立社外取締役を含む対象者の取締役会において慎重に審議・検討を行うとともに、アームズ・レングス・ルールを原則とし、市場規律に基づき取引条件を適切に決定するなど、SBIHDグループとの十分な利益相反管理体制を敷き、SBIHDグループと関係の深い役員については、SBIHDグループと対象者との間の取引についての対象者内での意思決定に関与しないようにし、役員体制を変更した後に、独立社外取締役が過半数とならない場合には、独立社外取締役が多数を占める任意の指名委員会及び報酬委員会の維持・採用を促し、取締役会の業務執行取締役への監督監視機能が発揮されるよう支援していくことで、対象者の銀行業務の公共性を踏まえて、対象者の独立性を最大限尊重し、機関銀行化の問題が生じないようにする予定です。また、上記3(1)①の回答のとおり、本公開買付けにより対象者がSBIHDの連結子会社となった場合には、SBIHDグループと対象者との取引に関しては、対象者において独立した委員からなる特別委員会を設け、同委員会において事前の審査及び事後のモニタリングを行うことで利益相反管理体制に遺漏無きを期す予定です。

(5) 「第4のメガバンク」構想における当行の位置付け

<対象者からの質問>

- ① SBIHDらが現在進めている地方銀行の「連合構想」（「第4のメガバンク」）についてご説明ください。
- ② 「第4のメガバンク」はどの程度の規模感（資産、収益、利益など）を想定されているのでしょうか。
- ③ 「第4のメガバンク」がどのように地域経済の活性化や地方創生に資するかをご説明ください（当行は地方創生パートナーズの参画を通じて相当程度理解していると考えていますが、株主の皆様のために改めてご説明ください）。
- ④ 「第4のメガバンク」における当行の位置付けをご教示ください。
- ⑤ 「第4のメガバンク」の現在の主眼は運用委託とシステム共通化にあると理解しています。仮に、SBIHDが当行を「第4のメガバンク」における核のような位置付けに据えるお考えである場合、それによって当行少数株主が享受するメリットは何でしょうか（どの程度の収益増を見込まれているのでしょうか）。当行はSBIHDが今後地域金融機関に出資・買収する際の受け皿となるのでしょうか。

<公開買付者の回答>

- ① いわゆる「第4のメガバンク」構想は、地域金融機関の収益力改善、顧客利便性向上のために、有価証券運用の高度化、Fintechの導入、収益源の多様化、システムの共通利用などを進める構想であり、各地域金融機関の独自性や主体的な取り組みは活かしつつ、複数の地域金融機関で共通の商品やサービスの基盤を利活用する「連合構想」によって単独では実現できないメリットも追求するものです。
- ② 「連合構想」において、特に資産、収益、利益等の財務数値的な規模感は想定しておりません。
- ③ いわゆる「第4のメガバンク」構想における取り組みは、提携先の地域金融機関とともに地域金融機関のビジネスモデル変革に取り組むことを通じて、地元企業への本業支援による貢献や個人の方々の資産形成支援等を推進し、地域経済の活性化や地方創生に取り組むものです。一方、対象者と一緒に取り組んでいる地方創生パートナーズの構想は、資本業務提携先にこだわらず、広く世の中全体に貢献する視点で、地域経済の活性化や地方創生に資する事業に取り組む構想となっております。
- ④ 上記①の回答のとおり、いわゆる「第4のメガバンク」構想は、地域金融機関との「連合構想」であるため、現時点において、対象者に対しその枠組みへの参加をご検討いただくことは想定しておりません。

SBIHDグループの資本業務提携先を含めた提携先の地域金融機関との連携やその他の地域金融機関との連携については、本公開買付け成立後に検討していく事項と認識しておりますが、

対象者にはこれまで対象者が培って来られた事業分野における強みを活かしながら、地域金融機関との協業を進めることにより、より深く各地域の事業支援や地域経済の活性化にご活躍いただけるものと確信しております。

- ⑤ 上記①の回答のとおり、「第4のメガバンク」構想は、地域金融機関との「連合構想」であるため、現時点において、対象者に対しその枠組みへの参加をご検討いただくことは想定しておりません。なお、SBIHDグループが対象者とともに取り組むべきことは、対象者の収益力改善と企業価値向上のための施策と考えております。SBIHDグループの資本業務提携先を含めた提携先の地域金融機関との連携やその他の地域金融機関との連携については、本公開買付け成立後に検討していく事項と認識しておりますが、SBIHDグループの資本業務提携先の地域金融機関と協業することが、対象者の収益力改善と企業価値向上に資するものであるか否か、当該取引が対象者の少数株主にとって不利益をもたらさないかについては、他の協業の場合と同じく、対象者の取締役会において慎重に審議・検討した上で判断されるべきであると考えております。そのような過程を経て決定された施策によって対象者の収益力改善と企業価値向上が図られるのであれば、対象者の少数株主を含む全ての株主にとってもメリットが得られることになると考えております。

また、SBIHDグループが推進している地域金融機関との「連合構想」を推進していくにあたり、対象者に地域金融機関への出資をご検討いただくことは、現時点では想定しておりませんが、対象者の収益力改善と企業価値向上に資すると考えられる場合で、特に自己資本比率等の財務健全性に支障がなく、対象者の少数株主にとって不利益をもたらさないと対象者の取締役会において判断される場合には、その時点で相手先となる地域金融機関の意向を踏まえて検討していくべき事項と考えます。なお、SBIHDグループのこうした出資等についての対象者の判断について影響力を及ぼすといったことは全く考えておりませんが、こうした場合にも先述した特別委員会の活用も選択肢であろうと考えております。

以上